

平成26年第4回

定例会

せたな町議会会議録

(平成26年12月18日)

平成26年第4回せたな町議会定例会 第1号

平成26年12月18日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 まちづくり計画調査特別委員会調査報告
- 7 議案第15号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第16号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 11 議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第9号 平成26年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第10号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 20 議案第11号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 21 議案第12号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 22 議案第13号 せたな町指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例について
- 23 議案第14号 せたな町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準等を定める条例について
- 24 議案第17号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 25 議案第18号 せたな町火葬場条例の一部を改正する条例について
- 26 議案第19号 せたな町共同墓地及び霊園条例の一部を改正する条例について

- 27 議案第20号 せたな町北檜山グリーンパーク条例等の一部を改正する条例について
- 28 議案第21号 せたな町瀬棚農畜産物加工センター条例の一部を改正する条例について
- 29 議案第22号 せたな町港湾施設条例等の一部を改正する条例について
- 30 議案第23号 せたな町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 31 議案第24号 せたな町普通河川管理条例の一部を改正する条例について
- 32 議案第25号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 33 議案第26号 せたな町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 34 議案第27号 せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 35 議案第28号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部変更について
- 36 議案第29号 町道の路線認定について
- 37 議案第30号 町道の路線認定について
- 38 議案第31号 町道の路線廃止について
- 39 議案第32号 町道の路線廃止について
- 40 議案第33号 町道の路線廃止について
- 41 選挙第1号 北部桧山衛生センター組合議会議員の選挙について
- 42 意見案第1号 特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書
- 43 意見案第2号 漁業用燃油に係る軽油引取税免税措置の継続に関する意見書
- 44 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 45 発議第3号 議員の派遣について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 奥村喜美男君 | 2番 本多浩君 |
| 3番 大野一男君 | 5番 平澤等君 |
| 6番 石原広務君 | 7番 小平久君 |
| 8番 澤田光子君 | 9番 大湯圓郷君 |
| 10番 細川伸男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

- | | | |
|-------|-----|-------|
| 町 | 長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会 | 委員長 | 田井重久君 |

農業委員会会長	三	上	博	則	君
選挙管理委員会委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員	残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高	野	利	廣	君	
総務課長	西	村	晋	悟	君	
財政課長	高	田		威	君	
税務課長	堂	端	重	雄	君	
町民児童課長	中	野	真	一	君	
保健福祉課長	丹	羽		優	君	
産業振興課長	鎌	田	勝	幸	君	
建設水道課長	原			進	君	
出納室長	原	田	一	美	君	
国保病院事務局長	小	林	安	晴	君	
総務課まちづくり推進室長	黒	澤	智	彦	君	
総務課長補佐	高	橋		純	君	
財政課長補佐	神	田		昌	君	
税務課長補佐	横	川		忍	君	
町民児童課長補佐	佐々	木	真	由	美	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君	
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君	
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君	
産業振興課長補佐	佐	藤	英	美	君	
産業振興課長補佐	八	木	忠	義	君	
産業振興課長補佐	渋	田	彰	人	君	
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君	
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君	
出納室長補佐	関		功	悦	君	
国保病院事務局次長	小	板	橋	司	君	
総務課主幹	阪	井	世	紀	君	
税務課主幹	佐々	木	正	人	君	
町民児童課主幹	濱	登	幸	恵	君	
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君	

地域包括支援センター所長	長	内	京	君
産業建設課主幹	三	浦	剛	大君
産業建設課主幹	浜	高	正	明君
農業センター副所長	沼	口	英	樹君
建設水道課主幹	久津	間		智君
建設水道課主幹	上	田	一	男君
建設水道課主幹	平	田	大	輔君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千佳	子君

《大成総合支所》

総合支所長	岡	崎	邦三郎	君
産業建設課長	佐	野	英也	君
地域町民課長補佐	木	村	一夫	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝幸	君
産業建設課長補佐	沖	崎	孝純	君
産業建設課長補佐	杉	村		彰君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸治	君
地域町民課主幹	中	川		讓君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武志	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正義	君
産業建設課長	福	士	裕継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜秋	君
産業建設課長補佐	松	岡	義明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅彦	君
地域町民課主幹	古	畑	英規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成	田	円裕	君
教育委員会事務局長	篠	塚	三喜郎	君
大成教育事務所長	辻		雄一	君
教育委員会事務局次長	丹	羽	小百合	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝史	君
給食センター副所長	早	川	克紀	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和彦	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋広	君

教育委員会事務局主幹 黒 澤 美 知 子 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 吉 崎 照 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 西 村 晋 悟 君

書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 佐 々 木 正 則 君

事 務 局 次 長 横 川 洋 二 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 佐 々 木 正 則 君

事 務 局 次 長 横 川 洋 二 君

事 務 局 書 記 松 林 功 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） ただいまの出席議員 11 名で定足数に達していますので、平成 26 年第 4 回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において、1 番、奥村喜美男議員、2 番、本多浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の 2 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日と明日の 2 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

平成 26 年度中間期における農業並びに漁業情勢について、ご報告を申し上げます。

初めに農業ですが、全道的に春先は気温が高く降水量が少なかったことから、作物の生育並びに農作業が順調に進み、6 月以降、局地的に雨が続いた地域や降水量の少ない地域もありま

したが、気温が高く日照時間も平年並みにあり、全体的に生育は順調に推移したところであり、ます。基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した 10 月 15 日現在の北海道の 10 アール当たりの予想収穫量は 577 キロ、作況指数 107 の良となっております。本町を含めた檜山管内では、10 アール当たりの収量が、昨年の同時期に比べ 1 キロ少ない 531 キロ、作況指数は昨年と同じ 106 となり、昨年に引き続き良の作柄となっておりますが、未熟粒米などの品質低下が例年以上に多いと聞いております。畑作物や豆類、野菜類など生育は順調に推移し、販売単価も平年並み。飼料作物である牧草につきましては、生育、農作業とも順調に進み、サイレージ用トウモロコシにつきましては、平年並みに生育し、登熟も順調に進み、収穫作業は平年並みに進みました。こうした中、現時点の生乳生産については、昨年並みの生産を確保しており、特に肉牛の販売については、価格が高く好調に推移しております。

次に、漁業情勢ですが、本年 4 月から 10 月における漁業生産は、水揚げ量 2,356 トン、金額 10 億 2,400 万円余りとなり、前年同期と比べ漁獲量で前年比 377 トン、金額では 1 億 700 万円ほど増加しております。主な要因としては、主要魚種であるスルメイカの水揚げ増加やウニの価格上昇によるものでありますが、特にイカ漁については、昨年 11 月の水揚げが 32 トン、875 万円であったのに対し、ことしについては 130 トン、3,618 万円となっております。この 3 年の間でみますと、比較的好調な状況にありますので、今後の更なる水揚げの増加に期待をしております。

なお、関係資料を配付させていただきましたのでご参照願います。

次に、せたな町内における風力発電事業計画についてですが、平成 24 年第 2 回定例会及び第 3 回定例会において、事業計画の概要などを行政報告したところであり、その後、事業実施者である株式会社ジェイウインドせたなにおいて、電源開発が窓口となり風車及び取付道路の配置、用地交渉に加え北海道電力との連系に係る送電設備などの検討を行っております。また、これらの作業と併せて行なっている、環境影響評価法に基づく環境影響評価については、環境影響評価準備書までの作成を終え、去る 11 月 14 日付けで経済産業大臣から事業者に対し、勧告が出されたところであり、これにより事業者としては、事業の着工に向け大きく前進したことから、経済産業大臣勧告を踏まえた適正な環境影響評価の実施と併せ、平成 26 年度中に経済産業省の設備認定を受けるべく、作業を進めているところであります。今後は、送電ルートなど詳細が決定した段階で、町有地の貸付や道路占用など、まちとしても協力が必要となりますが、建設時における地元雇用の創出、町外作業員の消費効果、またメンテナンス事業所の職員の増など地域経済に与える影響が大きいほか、固定資産税等のまちへの財政効果も期待できることから、これら必要な支援をして参りたいと考えております。なお、事業の概要とスケジュール等については、以下の予定となっておりますのでご報告を申し上げます。

続きまして、大成診療所の開設までのスケジュールと開設時期について申し上げます。

改築工事を終えました大成診療所につきましては、超音波画像診断装置などの医療機器の入札が去る 11 月 17 日に行われ、今後順次納入される予定となっております。また、今定例会に補正予算を提案しております新診療所に備え付ける備品や光ケーブルの移設工事など、開所式

に係る経費につきましては予算化後、速やかに対応することとしております。現診療所から新診療所への移転につきましては、備品の移動や医療機器の移設が伴うことから、2月下旬に土日を含む5日間程度、休診をして行いたいと考えております。このことから新診療所の開設時期につきましては、開所式を含め3月上旬を予定しておりますことで、ご報告をいたします。なお、これに先立ち、議員による視察や町民の皆さんへ一般開放して見学会を行うこととしております。

それから工事発注状況、また町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございますのでご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

3番、大野一男議員。

○3番（大野一男君） ただいま議長より発言のお許しがありましたので、町長に1問一般質問をさせていただきます。

テレビ共同受信施設大規模改修に伴う受信世帯負担の助成について。国は平成23年7月24日でテレビのアナログ放送を終了し、以降は地デジ放送に完全移行するとの方針を決め、さまざまな施策を講じその整備を図ってまいりました。その際、せたな町においても、難視聴地域対策としてテレビ共同受信施設のデジタル化や、新規のテレビ共同受信組合の立ち上げ、テレビ共同受信施設の新設等に相応の支援を行い、各共同受信施設組合に係る経費負担の軽減を行い、その整備促進を図ってまいりました。この度NHKは、テレビ共同受信施設（以下施設）において、組合世帯が将来的にも安定してテレビが視聴できるよう老朽度の高い施設を優先して計画的に改修を行い、この先10年間で光ケーブルに張り替える工事を検討しているとして、昨年11月に町内の各共同受信施設組合長に「テレビ共同受信施設大規模改修工事、希望時期（年度）の検討について（お願い）」と題して当該施設の大規模改修工事時期（年度）等について検討をお願いしたいとの案内を送付しているところです。

現在、NHK共聴運営状況（せたな町）の資料によると、せたな町の共同受信施設組合、加入世帯は大成区8組合、226世帯。北檜山区6組合、190世帯。瀬棚区7組合、112世帯。全体で21組合、528世帯であり、それぞれに自主的に受信世帯から受信維持に係る管理費等を徴収するなどし、組合の運営を図っているところであります。しかしながら、今回のNHKが示している大規模改修における1世帯当たりの負担額はNHKの試算では6万円～7万円になると予測されるところであり、現状、組合加入世帯は、一人暮らしや高齢者世帯が多数あるな

ど、こうした多額の負担は非常に厳しいものがあります。テレビは、今日の日常生活では必要不可欠なものであり、その公共性からみて難視聴地域世帯の解消は今後も図って行かなければなりません。よって、NHKから示されているテレビ共同受信施設の大規模改修事業に際して、まちとしてもよくこの事案の詳細を掌握され、各テレビ共同受信世帯施設組合相互の連携、調整を図るとともに、加入組合世帯の経費負担への助成を行いその負担軽減を図るなど、より円滑な事業推進を図っていくべきであると考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員の質問にお答えいたします。

テレビは、お茶の間にいながら、ニュースやドラマ、スポーツ、娯楽など多種多様な内容の番組を見ることができ、緊急非常時のライフラインになるものとして、現代社会には欠かせないものでございます。日本全国にテレビが急速に普及する中、せたな町は、テレビ中継局の電波受信が困難な山の影となる谷あいの地域が多く、難視聴となっている地域では、昭和 45 年から 54 年にかけて住民がテレビ共同受信施設組合を組織し、NHKと共同でアンテナなどの受信施設を設置してきたところであり、NHKの調べによりますと、現在 21 施設、520 世帯余りが利用しております。今般、NHKでは平成 34 年度までに同軸ケーブルから光ケーブルへ敷設替えするなどの大規模改修を行いたいと、それぞれのテレビ共同受信施設組合に説明に伺っていると聞いておりますが、この改修を行わなくても、平成 34 年度以降もテレビは見ることはできますし、まだ耐用年数を迎えていない施設もあるところでございます。光ケーブル化する理由としては、共聴アンテナが設置されて 40 年を超える施設があること、同軸ケーブル用の機器が入手しづらくなっていくことがあります。メリットとしては、落雷などによる故障が少なくなること、既存の北電やNTTの柱を利用するので、組合所有の柱が不要になり将来の改修経費が軽減されることなどが挙げられており、改修工事による費用負担は、一世帯あたり平均で 6、7 万円程度になると伺っています。

議員からお話のありました平成 23 年 7 月の地上デジタル放送移行時の難視聴対策についてですが、デジタル放送は、先進国のテレビ放送のデジタル化に遅れることなく、我が国の政策、国策として押し進められたものであります。アナログ放送が廃止されデジタル放送に完全移行することに伴い、今までのようにテレビを見ることができなくなる難視聴地域では、NHK共同受信施設とは別に、デジタル放送に備えたテレビ共同共聴組合を組織いただいて、国と市町村の役割分担のもと、国庫補助と応分の市町村負担により、デジタルアンテナなどの施設整備を促進するなど、国主導で万全の対策を講じたものであります。しかしながら、今回、NHKから施設組合に提案されている改修につきましては、国策で行われた前回のデジタル化とは異なり、施設の老朽化に対応しようとするものであり、一般的な個々の住宅のテレビアンテナが古くなったので、取り替え工事を行うことと同じことですから、公平性の観点からも、まちが改修経費を助成することは難しいと考えているところであります。平成 34 年度までに改修を終えたいとのことですが、あくまでもNHKの考えている目標年度でありまして、この改修を

行わなくても、平成 34 年度もテレビは見ることはできます。このようなことから改修に必要な額を確保できるように組合費の積み立てや改修時期について、それぞれの組合で無理のないように対応していただくことでお願いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 町長から答弁いただきました。前回の平成 23 年度のいわゆる地上デジタル化に伴うテレビの大幅な改修事業は国策であって、今回NHKが光ケーブルにいろいろ施設を張り替えるのは、個人がそれぞれのアンテナが古くなったから改修するのと同じようなことで、あくまでも個人負担が望ましいというお話だとお伺いしましたが、町長はそう言いながらやっぱりテレビの公共性というものは町長自身も前段でお認めをいただいていますので、そこは 10 年間のスパンがあって、これからいろいろ状況を見ながら、それぞれの共聴組合の皆さんが、積み立てをしながら施設改修等についていろいろ準備をしている実態もありますけれども、とはいえやはり 7 万、8 万という高額な負担が掛かるという実態もあるものですから、そしてその対象になる方が高齢者やひとり暮らしも多いという実態もあるとお聞きしていますので、ぜひその辺はまちとして、このインフラ整備の一環として、公共性のあるものとしてそれなりの相応の経費負担をしていただきたい、すべきだろうと思うんです。前回の平成 23 年のときは、国の方策としていろいろ施設改修掛かるけれども、3 万 5,000 円以上を超えた部分については、国、自治体ですべて見ますと。ですから受益者負担は 3 万 5,000 円以下で押さえますということを前提に、それぞれ調整を図っていただいた経緯があります。ですから額については定かではありませんけれども、町長一つ 10 年先の中でいろいろ、まちの財政も勘案しながら、どこかの時点で年度計画をしっかりと立てながら、一気に単年度でやるということになると相当な額になりますので、単年度でなくて複数年の中で、今ある全部で 21 組合、約 528 世帯に及ぶ方々の負担軽減をしっかりと、まちの施策として盛り込んで計画を立てていただきたい。そのためには、まちの総務課の担当なのかと思うんですけれども、この 21 組合の調整を図りながら、実態もまちとしてよく調査をしていただいて、そしてそれぞれ年度ごとに分散してやることによって、まちの年度負担も軽減されると思いますので、ぜひそういう計らいの下に、今町長言ったように個人負担ということではなくて、まちも相応の負担を考えていく。そして組合との間でお互い協議をしながら少しでも応援していくというような、そういう姿勢をぜひとっていただきたいと思うわけですから、町長の再答弁をお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず前回、デジタル化に伴う 3 万 5,000 円、自己負担を限度としたそれ以外についての助成であります。このことについては議員も既にご案内のことと思いますが、アナログから地デジに移行したということで、従来のテレビでは見れなくなるということでございました。そこで、一般的な一戸建てのUHFアンテナ設置費用、これはそれぞれ個々で対応するものであります。この費用が 3 万 5,000 円ということで、共聴につきましても、それ以外の、それ以上の部分で支援をした。したがって一般家庭個々に対しての支援はしてございません。そこで今回のこの老朽化に伴う改修であります。当然

こういった設備機械というのは、いずれ耐用年数が来て交換をしなければならないと思います。これは組合であろうと一般個々の家庭であろうと全く同じでございます。そうした状況を考えて時に、この組合だけに支援をするということが果たして公平性という観点からどうなのかということをも十分考えていかなければならないと思うわけでございます。そのようなことから、一般家庭におきましても老朽化して交換をする場合につきましては、多額の場合には当然、積み立て、貯金を崩して支払うということになるんだと思います。共聴組合につきましても当然積立金は、積み立てられているものと思っておりますが、それと、いつ改修を行うかということですから、5年後にやるのか、10年後にやるのか、15年後にやるのか、20年後にやるのかということをも積立金の金額、あるいはこれはこれから積み立てるそういった予定をする積立額などを参考にしながら、改修の時期を決めて改修をしていくというのが、やはり一般的に考えられる改修方法と思っております。そういったことでそれぞれの組合で、事情が多分違うと思いますので、それぞれ組合に合った積み立ての方法、あるいは改修時期について検討していただいて、無理のない範囲で検討していただくことがいいのではないかと考えておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） よく自助公助等々いろいろ施策にはあるわけですがけれども、今の町長の答弁は、1回目の答弁とそんなに変わっていないのかと聞いておりました。平成23年のデジタル化のときに国の施策によって、アナログからデジタル化にすることによって、今までテレビを見れていた世帯で難視聴地域が新規に発生しまして、それでデジタル対応のために共聴組合を立ち上げて受信の解消を図ったということが事実としてあるわけです。先般、まちから資料をいただきました。全部で19組合、三本杉テレビ共同視聴組合、あるいは共和テレビ共同視聴組合ですとか、太櫓テレビ共同視聴組合とかで新たに19の組合が国策とはいえ、今まで、まさしく自分のアンテナで見れたのが見れなくなった。地上デジタルによって。それで共聴組合を立ち上げ、共聴施設を作らなければテレビが受診できない状況で、町長は国策だからといいますけれども、その時の絶対経費が1億8,578万円、これは契約額です。掛かったわけです。施設の準備にです。その大部分を国が補助事業として行なっております。最終的に加入者負担額、これはNHKの助成を含むわけですがけれども、それが2,085万6,000円あった。そのうちNHKで2,008万円助成をしていただいて、最終的に実質加入者が負担したものは77万4,000円という金額で済んだという事例があります。ですからこれは割り返しますと1世帯7,000円とか、多くても1万ちょっとで結果的には済んだ実態があるわけです。やはりこの町長がいう公平感、不公平感と言え、国策とはいえこれだけの国の施策によってテレビが見れなくなった事態について、国が応援せざるを得ない状況があつて、実態を見てこれだけの支援をして、現状整備を図ったということを見れば、今回の事例についても、やはりその筋から進めていけば、私はやはりまちが相応の負担をして、応援するのはある程度公共性からいっても筋道が通るのではないかなという気がします。あまり一般家庭と同じなんだということで括られますと、じゃあ我々その共聴をせざるを得なくなった。国の施策によってデジタル化せざる

を得なくなったという状況を見れば、この新規に立ち上げた 19 組合の方々にしても、いや従前はアナログの時は自分のアンテナで見れたのに、国策でこういう共聴で立ち上げなければならなくなったということであれば、これはやはり自分にとって負の要素が働いたということで、その論理からいけば何もデジタルにしなくてもよかったのにとということになれば、これは共聴組合を必然的にせざるを得なくなった世帯にしてみれば、やはりちょっと腑に落ちないところがあるのかと思います。新規のものについては、多分まだ更新時期も来てませんし、まだまだいじらなくても多分使えるんでしょうけども、前段の 21 組合の施設は 3、4 年前に皆さんそれぞれ負担がなかったといえ、共聴組合での積立金を取り崩してアナログから地上デジタルにするときの対応で、相応の経費を負担しているわけです。時期をおいて 3、4 年後にまたそのテレビを共聴組合の維持管理にこれだけの負担が掛かるのかということについては、共聴組合の組合員にしても、随分次から次と経費も掛かるものだという実感があるんだろうと思うんです。そこで全額とは言わないけれども、助成をまちとしてもこの事業推進の円滑を図ってほしいというところが、皆さんの要望だろうと思うんです。NHKが各受信組合の組合長にいろいろアンケートで文書を出してるんですけども、これは向こう 10 年で整備をしたいと、町長は 10 年過ぎても見れることは見れるかもしれないような話をしてますが、老朽化が進んで 10 年間で整備をしたい。そして資材等いろいろな関係できちんと年次を立てて計画的にNHKも改修を図っていきたい。ですから各組合員においては希望を出してください。こういう事前の聞き取り調査までして、これから事業を進めていこうということですから、組合にしてみればやはりそういうことをしっかり聞いて、どう自分たちは対応していいのかと考えなければならない状況にあるんだろうと思うんです。私がひとつお願いしたいのは、やっぱり役場も民間のことだと切り離さないで、21 組合それから新規にできた 19 施設あるわけですから、そういう方々の実態をよく聞いて、そして最初の質問にもありましたけども、調整あるいは指導、指導といった言葉がなじまないかもしれませんが、やはり窓口になって一緒になってどうこの事業に対応していったらいいかというものを、まちもしっかり関与してやるべきだろうし、実態が見えてるわけですから、そういうところに出向くといいですか、よくお話しをして、まちとして全体の構想を作って、そして 21 組合を年次的にこういうふうに移行していくと。その年次の中で複数年でやる中で、まちとして年間の予算の中で、このくらいまであれば、必然的に補助出来る試算をしていけば、私は町長が心配されるようなそんな多額の補助が発生、年度ですよ年度で発生するということの無いような施策の展開ができると思いますので、ぜひここで打ち切るのではなくて、今後 10 年間のスパンがあるわけですから、十分その辺の実態を踏まえて、まちもよく相談をし、共にこの事案の円滑な推進に向けて検討していくというぜひ前向きな姿勢をお示しをいただきたいと思います。

町長の答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3 回目の質問にお答えをいたします。せたな町にあるこの 21 施設組合のうち既に光ケーブルの改修を終えた施設が既に 2 施設ございます。それからアンテナを交換

するなどの改修が終わっているところが 13 施設ということでもありますから、21 施設のうち 15 施設については、既に自前で改修が終わっている状況がございます。したがって、これから残った施設だけを支援をすることには、なかなかならないと思います。それからまた、先ほどは個人の個々の家庭の施設についても話しましたので、それは今回言いませんが、この 21 施設組合というのは、これはNHKとの共同の施設ということでもありますから、改修に当たりましてはNHKからの支援、大変大きな支援があるわけでございます。そうした中で個人の住宅について、負担を願うことになっております。しかし議員おっしゃいましたようにデジタル化に伴って、新たに 19 施設、これが平成 23 年度に組合として立ち上がっておりますが、この組合については、これはNHKとの共同施設ではございませんので、これから、出来たばかりですから、20 年、30 年後の改修になるとと思いますが、こういった施設については自前で積み立てて改修に備えることになるのではないかと思います。したがってなかなか公平性を保つということについて非常に難しいものと思います。ただ当町、高齢化が進んでおまして、65 歳以上については 40%以上を占めているということ、そして多くの皆さんが高齢単身世帯、年金収入のみで生活をなさっている状況からしますと、この部分について少し研究する余地があるのではないかと考えておりますので、そういった部分で少し勉強させていただくことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 5 番、平澤等議員。

○5 番（平澤 等君） ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、すでに通告をしてございましたように 3 点について質問いたしたいと思ひます。2 点は町長に、1 点は教育長にお願ひしたいとこのように考えてございます。

まず 1 点目でございます。今後のまちの行財政計画についてでございます。平成 27 年度は合併 10 周年を迎える年となり、様々なイベントを企画され、一部は実行されております。これらにつきましてはせたな町挙げての行事ということで、私ども非常に歓迎しているわけでございます。一方、地方交付税への合併特例措置も平成 27 年度までとなっており、平成 28 年から平成 32 年までの 5 カ年で一本算定に伴う普通交付税が 9 億 5 千万円、今後予定される国勢調査による人口減もあわせて、最終年に約 14 億 5 千万円の減額が段階的に行なわれると試算されております。合併後 10 年間で町債の減額や各基金の積み立てなど鋭意努力してきた成果は見られますが、更なる行財政改革が必要と思われまひます。単なる支出削減は、まちの維持や町民の安心、安全に不安を与えてしまひます。各種福祉対策や子育て支援対策、そして基幹産業維持対策など省くことのできない事業が多く有る中でのまちの対応策について 2 点伺ひます。

①平成 26 年度までの取り組み。

②新年度以降の基本的な方針について伺ひます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員から二つについて質問がございました。お答えいたします。

1 点目の平成 26 年度までの取り組みについてでございますが、議員ご承知のとおり、合併後においても財政状況の改善が見られず、現状のままでは、平成 19 年度以降に赤字に転落する見

込みとなることから、平成 18 年 7 月 31 日に財政非常事態宣言をしましたが、町民や議会などのご理解とご協力をいただき、財政の健全化に努めた結果、平成 22 年度には、基金からの借入金全てを返済し財政状況が改善したことを受け、平成 23 年 9 月 30 日に財政非常事態宣言を解除できたところであります。この間、歳入確保対策の強化や財政規模に見合った町政運営の執行、また事務事業の見直しや各種団体への補助金等の見直し、職員の給与の削減や人員の計画的削減による人件費の抑制などの行政改革の推進による歳出経費の節減等について取り組みをするとともに、単年度、単年度で借金の返済に当たる公債費を上回るような借入れをしないことなど、健全な財政運営に努めたことにより、特別会計も含め、合併当初、212 億円あったまちの借金も平成 26 年度末の起債見込みでは約 138 億円となり、9 年間で約 74 億円の削減が図られる見通しとなっております。さらに、基金の残高におきましても、合併当初、約 20 億であったものが平成 25 年度末では 46 億円と合併特例債を活用した地域振興基金への基金造成も含め、約 26 億円の積み増しができたところであります。

2 点目の新年度以降の基本的な方針でございますが、前段申し述べましたように、現在まで行財政運営の効率化を積極的に行い、身の丈にあった財政基盤の構築、地域の特性や実情を踏まえた質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、職員一丸となって不断の取り組みに努めるとともに、実態等を勘案し、中長期的視点に立った社会資本整備などの計画的な保全、更新、統廃合などの取り組みを着実に進めるため、引き続き事務事業の調整や職員数の計画的削減による人件費の抑制などの行政改革の推進による歳出経費の節減など、全ての行政経費の点検見直しを行い歳出削減に努めて参りますが、一方では、福祉対策や子育て支援対策、一次産業の振興対策など、町民の安全、安心を確保しながら、不安を解消する取り組みについても手抜かりのないよう推進して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成 33 年度の本算定への完全移行に対応できるよう、今後も更なる行政改革及び財政健全化への取り組みを進めるとともに、町内への景気対策などへも意を配しながら、身の丈に合った行政運営に努めて参りますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5 番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。ただ今町長から今までの基本的な取り組み方、そしてまた新年度以降の取り組み姿勢について抽象的に表現されました。今までの経過の中で町長が具体的に取組んできて、これは成果があったという事業について、もし心に残っているものがあれば、ここで改めて述べていただきたいのが 1 点。

それから②でございますけども、今回、新年度以後の基本的な方針ということで謳ってございます。今回私の質問は、そういう具体的な幅の提案はしてございませんが、やはりしていく中では、数ある今の町長の発言ございましたように、身の丈に合った行財政を行うという点になれば、やはりある程度の事業の縮小、削減もしくは効率化を図っていただければならない。このように考えたわけでございます。猶予されているのが平成 27 年度まで、28 年度以降は暫時減額されていくということでございます。その中であって新年度以降、具体的にどのような事業に対して町長は削減対象としていきたい。もしくは効率化を図っていく。この点について再

度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただ今議員から心に残ったものがあればというお話でございましたが、さまざまな取り組みにつきましては、すべて心に残っておりますので、その部分について少しお話をさせていただきたいと思います。せたな町も平成 27 年に合併以来 10 年を迎えることとなりますが、この間振り返ってみますと、大成区では、水道の施設整備、漁協の製氷施設あるいは診療所の改築。瀬棚区では島歌線の舗装、障害者施設、地域活動支援センター、それからせたな雅荘、さらには本年漁協の冷蔵庫。北檜山区におきましては、徳島公営住宅 2 棟、障害者グループホーム、それからし尿処理についての M I C S 処理施設を整備させていただきました。消防につきましても、これは再編に伴いまして 26 年本年から 27 年度にかけまして、本署それから大成それから瀬棚の分遣署で改築を進めてまいります。農業については、農地の整備、漁業については、漁協やサケの放流事業施設です。それから林業では林道の延長など産業基盤の整備もしっかりと進めてまいりました。ソフト面であります、これは障害者のための相談支援事業所、あるいは高齢者の見守りをする支援員の配置。それに福祉灯油の制度化など高齢者、障害者、低所得者対策を進めております。また、定住促進対策、住宅リフォーム対策、リフォームそれから新築、中古住宅への支援、それから子育て支援としては、高校生までの入院の無料化、中学生までの通院無料化、幼稚園、保育所の保育料の引下げ、それから中学生の生活習慣病健診、これも実施したところでございます。また担い手対策、農業塾、前浜対策、商工業者への利子補給、観光施設に対する自立に向けた支援なども図ってきております。せたな町がまた強く要望しておりましたドクターヘリにつきましては、いよいよ来年の 2 月 16 日に運行が開始をされますし、先ほど申し上げました 3 月には大成診療所がいよいよオープンになります。10 年という経過の中で合併時に比べ、さまざまな分野で行政サービスが大きく向上したということ町民の皆さんには実感していただいているものと思います。一方、新町最大の課題でありました財政再建についてであります、これは先ほど申し上げましたように借金を 74 億円削減することができる見通しとなりました。これは職員等の給与カット、職員定数の削減、身を削る改革を進めた結果、危機は脱し、予定どおり健全化に向けた歩みを力強く進んでいるところでございます。ともすれば合併町であるがゆえに、地域エゴに翻弄されて、まちづくりが進まない中にありまして、せたな町では多くの町民の皆さんや議員の皆さんの良識あるご支援と職員の献身的な働きによりまして、今日このような姿があるということを考えますと愛町精神による協働のまちづくりの成果と言っても過言ではないと思っております。さて、いよいよ平成 28 年から議員言われましたように一本算定が始まります。高齢化と人口減少に加えまして、交付税の大幅な削減が現実ものとなります。これからも、民間と行政がそれぞれ責任を果たして選択と集中によるコンパクトな行政を目指すことで、この生まれ育った郷土を守り、発展させ安心して暮らしていける環境づくりを皆さんとともに進めたいと考えております。これからも福祉、介護、医療そして子育て、教育といった少子高齢化対策、それに農業、漁業、林業、基幹産業である一次産業の振興をしっかりと進めてまいりたいと考えてお

りますことで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5番（平澤 等君） 3回目の質問させていただきます。ただ今町長から申されましたように確かに10年間終えた中で、負債総額が138億になり70億も減額したとはいえども、私も農家をやっていますが、まちの一般会計の年間の総予算を上回る借金の総額がまだあると、自分の経営に見立てますと1年間の総収入以上の借金があるということに対しては、これはかなり、以前はその倍以上も負債があったのを、今の計算でいくと150%くらいか140%くらい下げたといへども、また決して安心できる状態ではないんだということでございます。また近隣町村から比べますと、基金もたくさんあったといへまだ十分な額ではない。そして今回の28年で一本算定に係る交付税削減に伴う一般会計の歳出の減少、これをなんとか取り組まなければならないということでございました。先ほど町長からは今まで10年間で非常にメニューの多い中のものの説明はございます。やはり町民の皆さん一体となって頑張ってきた成果だと思ひますけれども、さらなる努力はしていただきたいと思ひます。ただし、その中にも条件がありまして、省くことのできない事業もあるということ、私先ほど2回の質問をしたのは、新年度27年度はまだ大丈夫ですけれども、具体的に新年度からどのようなことについてやっていくんだということに聞いたんです。やはりいろいろな今後の予算つける関係上、また28年度の関係上、余り大きく口に出したくない点もあろうかと思ひますけれども、ここ何点かは出していただきたい。こういう点について、まちの考えとしてやっていきたいということをお願いしたいと思ひます。それから私のひとつの思ひですけれども、これは議会とまちは車の両輪という例えがございます。そういった中で、私は2輪駆動から4輪駆動という考え方が、これから町長に対してはどうなのか。その4輪というのは、町と議会そしてまた町政をつかさどる町職員の皆さん、そしてもう一つは8,800人の町民、その4輪駆動、オールせたなで今回の一本算定に伴う交付税削減に伴う事業を行っていくのにはいいんじゃないかという考えでございます。町長がこれに対してどんな考えにしているかということをお二つ述べまして3回目の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをさせていただきます。一本算定に向けた取り組みということで、大まかな基本的な姿勢を先ほど申し上げさせていただきました。引き続き厳しい財政状況の中で行財政運営をしていかなければならないと考えております。しかし、やることはやっていかなければなりません。まず社会資本整備、社会インフラ整備につきましては、道路、橋梁、公共施設こういったものをこれは引き続き必要な部分についてはしっかりと整備をしてまいりたいと思ひます。それから、福祉、子育てそれから一次産業の対策等、こういったものにつきましても老朽化が進んでいる施設が多くございます。例えば、新年度にやる予定としておりますが、瀬棚、北檜山の下水道の統合。これによってコストの削減を図りたいと思ひておりますし、老朽化をしている町民プール、あるいは少子化に対応した幼稚園、保育所の統合を考えての認定こども園、それから老朽化している三杉荘の改築ということなど、今ざっと考えましても、このような大きな事業に取り組んでいかなければならないと考

えておりまして、その対応を指示しているところでもございます。いずれにしましても財政状況などを十分考慮しなくてはなりませんので、計画的に取り組んでいこうと考えております。まちの使命としては、住民全体の奉仕者であって、住民福祉の増進を図る。これが基本中の基本であります。また議員の職責につきましては、申し上げるまでもなく議員の皆さんは住民全体の代表であり、奉仕者であって一部地域の代表ではございません。議会の使命としても政策を決定するという重要な使命を持っておりますし、また行財政の運営が適正公平になされているか監視する役割も持ってしております。まちと議会が車の両輪と言われているゆえんではないかと思っております。議員先ほど4輪駆動で、オールせたな町というお話をいたしました。私もこれは職員、町民含めて全体で、やはりこういったものを進めていかなければ、全体の理解がなければなかなか前に進まない。目標を達成することは出来ないと考えているところであります。これからも議会とまちがお互いの役割を考えて身の丈に合った行財政運営を進めることができるよう町民の皆さんのために、しっかりとそれぞれの使命を果たすことをしっかりと考えながら、協働のまちづくりを進めていきたいということで、大変今回いい質問をいただきました。その辺もお礼を申し上げながら最後の答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 開会から1時間が経過しました。ただいまから10分間休憩いたします。議場の時計で再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

平澤等議員。

○5番（平澤 等君） 2問目の質問をさせていただきます。先ほど町長からの行政報告の中にもございましたが、農業者のことでございます。題目は農業者への経済対策はでございます。本年の水稻作況指数は北海道107、せたな町でも106と報告されております。これは2年続きの豊作となって非常に喜ばしいことでございます。しかし本町において8月以降の日照不足や低温により、青死米を含む未熟米の割合が平年を大きく上回る17%を超えており、製品率が著しく低下しております。一方、農業者に対する米価変動補てん交付金が廃止されたほか、戸別所得補償制度による直接支払交付金も本年は50%減の10アール当り7,500円となっております。この交付金もこの後、数年で廃止となります。また、生産者米価概算金も前年対比1俵当たり2,000円の減となったほか、規格外米も近年にない最低価格となっております。農業者経済は極めて厳しい状況下でございます。これについて2点についてお伺いいたします。

①本町農業の実態をどう把握しているか。

②今後のまちの対応策はどうか。よろしくをお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 二つ目の平澤議員のご質問について、お答えをいたします。

まず、近年の米をめぐる国内情勢について、平澤議員ご承知のこととは存じますが、簡単にお話しさせていただきます。農業、特に米に関連しましては、T P P問題もあって国の施策による経営所得安定対策の見直しにより、5年後の生産調整廃止、米直接支払交付金の大幅削減、米価変動補てん交付金の廃止など、これまで以上に市場競争力が必要となる情勢へ変化してきております。このような中で、1点目の質問であります当町の農業の実態把握についてであります。当町の基幹作物の一つである水稻の状況につきましては、先程、行政報告させていただいたように、議員ご指摘のとおり収量は平年を上回ったものの、品質の低下に加えて米価の下落など生産者にとっては、厳しい状況にあることを十分認識しております。米市場における価格下落については、近年、日本人の食生活の変化により米の消費量の減少が続いており、在庫量の増加による、いわゆる米あまりによるものが要因の一つと考えております。このようなことから、今年度の各農協における平成26年の主食用、加工用米等の販売見込合計額は、11億8,800万円、JAきたひやま6億6,600万円、JA新はこだて若松支店5億2,200万円で、平成25年の実績16億1,700万円、これに比べまして4億2,900万と約25%の大幅な減収と聞いております。また、米の直接支払交付金制度見直しにより、10アール当たり7,500円と半減したため、せたな町全体で前年対比約9,200万円程度減額になると見込まれることから、米価の下落と併せ米生産者の収入が大きく減少するものと思っております。

2点目の質問であります。今後の町の対応策についてであります。昨年示された国の制度見直しに加えまして、米価下落の影響となっている米消費量の減少米在庫量の増加が解消される状況にないことから、生産調整による作付配分を大幅に減少させました。これは主食用米の作付面積が減少することにより、米主産地としての総生産量の減少や転作等が進むことにより、水田が地域に果たす役割としての多面的機能に多大な影響を及ぼすものと考えております。

まちといたしましては、将来的な生産調整廃止による米作付自由化も見据えた米主産地として水田維持を行うため、消費者や取引先のニーズに応える高品質、良食味の売れる米づくり、選ばれる産地づくりを目指し、低タンパク米生産、農薬節減米などの取り組みのほか、更なる収量、品質などのレベルアップ、生産体制の確立により安定取引の推進をすることが必要と考えております。また、米価下落に対応するため、地域の特性を活かした畜産農家との循環型農業の推進や国が支援を行う飼料用米への取り組みや高収益作物への転換などについて検討、協議をしているところであります。当町の農業は、稲作を基幹としていることから米の消費拡大や稲作振興なくして、道内の主要産地に負けない米どころとしての地位確立は難しいものと考えておまして、これまで以上に高品質、良食味、安心、安全な米づくりの取り組みを進めて参りたいと考えております。

また、生産者自らが行う経営基盤強化のための主体的な取り組みを大いに期待しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。ただ今町長から報告ありましたように

内容について町長よくお調べになっていらっしゃるということでございます。その点について付け加えて私からも一言いいますと、今回の施策において農業の減少率、今町長が申されたとおりでございますが、この内容につきまして、町内の水稻耕作者については、おおむね約 1 件あたり 130 万円程度の前年対比の減少となるのが、農協からの調査報告でございます。そういったものを含めた中で、非常に経済的に由々しき問題がある。ただ、今町長の答弁の中で農業の中における水稻の基幹作物位置づけは理解されているようであり安心してございますが、今町長の答弁の中に、本町の農業実態は捉えられていると理解します。ただ今後のまちの対応策ということで、ただ今町長からいろんな作物別とか、またそれぞれ進め方ありましたが、まちの対応、こういう状態の中で、まちは何らかの措置施策それらを今後農業に対して示さなければならぬ時期ではないか。幸いにしてまだ新年度予算作成前ということなので、ある意味で農業に対するそういった対応に対するものについて具体的なものがあれば、この際示していただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2 回目の質問にお答えをさせていただきます。議員もおっしゃいましたように、今回の米の価格の下落は予想以上に農家の経済、経営に大きな影を落としていると実感しております。そこで、これから売れる米づくりの取り組みをしっかりと進めていかなければならないと思うわけでありまして。消費者が求めているより安全、安心でおいしい米。また、米穀業者と取引先が求める食味、品質、作業性、経済性など多様なそうしたニーズがあるわけございまして、これらに対応するため、高品質、良食味の売れる米づくり、選ばれる産地づくりを目指して低タンパク米生産、あるいは農薬節減米など、また、さらなる収量品質のレベルアップを図ることが必要と考えているところでございます。また、この米の主産地としてこれまで以上に地域全体が一体となって、売れる米づくり、選ばれる産地づくりがなければ米どころとしての地位の確立もこれもまた難しくなるものと考えております。こうした中で、現在 JA きたひやまから要望のあります米乾燥調製施設の色彩選別機増設事業、これについては強い農業づくり交付金という国の事業を利用することで北海道と協議をしている状況でございます。この色彩選別機につきましては平成 16 年にまちが事業主体となって、施設整備を行い、JA きたひやまが指定管理者制度によりに管理運営をしている施設の主要な機械設備であります。近年、品種の増加、品質別の仕分けが多種多様となって処理能力不足が顕著にあらわれ受入れ期間が長引く状況となっております。このため農協に対しまして米生産者から早期の受入れ態勢の整備という要望が出されている状況であります。このことから色彩選別機を増設し、処理能力を増強することによって早期受入れを可能として、消費者、取り引き先の多様な要望に対応することで有利販売を実現したい。また、水稻生産者の収入の確保と経営の安定化を図ると聞いております。また平成 15 年度にまちが事業主体となって若松地区に建設しました、米乾燥貯蔵施設にある色彩選別機につきましても、処理能力が不足をしているということから、新函館若松支店とも連携をしながら、更新等の協議を進めていきたいと考えております。各農協それぞれ米を主体とした農業振興を推進しておりますが、将来を見据えてまち全体としてど

のように恒久的に第一次産業の基幹である農業振興を図るべきかとより奥の深い議論と検討が必要であり、当町における農業生産物が他地域に負けないブランド力を持った、そういうものになるために生産者自らが主体となった取り組みを行なっていかなければ難しいと考えております。また、農業につきましては、米ばかりではございません。畑作、あるいは畜産もございます。現在、国では畜産クラスター計画というものを出してきておりますので、この積極的に農業を進めていこうといった農業者に対する支援も、これからいろいろな場面で、国、道そしてまちが連携をしながらさまざまな事業の導入を図って、地域の農業振興を図っていくことにしていかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5番（平澤 等君） 3回目の質問をさせていただきます。ただ今町長から水稻耕作者に対しての、JAきたひやま、また若松も含む色彩選別機の導入の計画を考えているということでございます。これについては、私ども農業やっている者に対しては、やはり今までの能力が非常に低い。そういった中で受け入れがどうしても長期間にわたってしまう。また倉庫事情もあった中で、早く集荷していただきたいという要望があった中で、この色選機導入に当たって、この受け入れがスムーズに、そしてまた高品質なものが出るという点については、私はできるだけ早く導入していただきたいと思っておりますし、また、ある意味、先ほど農業者の財政事情を話しましたが、そういった点から、まちの補助といいますか、国のそういった事業がございませぬけれども、当然、農業者自らも負担をしなければならない。これは当然だと思っております。ただ、負担をしないというのではなくて、できれば、こういった情勢から農業者に対する負担額を幾らかでも圧縮できる方法がないかということです。それについて町長に改めて基本的な考え方をできれば聞きたいと思っております。併せて、本町は水稻農家ばかりでなく、畑作も、酪畜もあるということでございます。これを踏まえた中で、今後また前向きに対応していただけるということですが、今回、問題になっているTPP関連にいくと、せたな町の農業全体が非常に大きな影響があるということでございます。これは多分、今回政府も新しい政治体制が出来ましたので、なんか雲行きによっては守ってくれるような、くれないようなちょっと不安要素もありますけれども、ただその中において今まで議会としてもTPPに関しては、何回も意見書を出すとともに、まちとしてもオールせたなでTPPに反対運動をしてるという中で、その中の内面的な農業に対する基本的な考え方が町長あればその点についてお聞かせ願いたいと思っております。

以上で3回目の質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをいたします。今後の農業情勢につきましては、TPPもさることながら現状大変厳しいものがあると認識せざるを得ません。本町の農業の基幹作物であります米であります。これも先ほど話したように非常に大変な状況となっているところでございまして、この地域の農業をどうやって守っていくかにつきましては、やはり米単作では非常に厳しいものがあるといわざるを得ません。そこで、やはり米プラス何かということ自分の経営として農家の皆さん自らがしっかりと考えて対応していただきたいという思

いでおります。まだいろいろ八方塞がりではないと。まだまだやれる部分が残されていると思っております。そうした中で米の生産コストの削減につきまして、また売れる米への対応ということで、先ほどいわれましたように色彩選別機の導入があるわけでありましたが、これらにつきましては、議員言われるように強い農業づくりという国の補助制度を利用してやらせていただきたいと考えておりますが、これは半分は農家の負担ということになるわけでごさいます、1億円以上の事業でありますから相当大的な負担になると考えておりますが、この部分につきましても、まちはある程度支援をしていきたいと思っております、これはいずれ、予算に出てくるということで、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。それと本町の基幹産業、農業、漁業ございしますが、その一方の柱農業でありますから、これは農業全体の振興が、まちの発展に欠かすことのできないことからしますと、やはりこれから国も、やる気のあるところ、やる気のある人に予算を集中しようというそういった最近の動きでありますので、まちとしても是非そういったやる気のある農業者について、しっかりと国、道と連携を図りながら、スムーズに目標、目的を達成できるようにさまざまな支援をしてまいりたいと考えております。またこの質問とは別ですが、これは漁業につきましても北海道日本海対策ということで27年からこれは進められる予定になっております。漁業につきましても同様に、大きな柱の一つと捉えておまして、この部分についてもしっかりと対応して参りたいということをつけ加えさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5番（平澤 等君） 三つ目の質問をさせていただきます。答弁は教育長にお願いしたいと思っております。

少子化に伴う小学校、中学校の配置計画はという題目でございます。当町合併時、本町の小学校は休校2校を含む13校、中学校は3校でした。現在は小学校は7校、中学校は3校であり、このうち本年度末をもって玉川小学校と小倉山小学校が北檜山小学校に統合する運びとなっております。そして準備が進められております。新入学児童は年々減少しております。出生者数も本町全体で50人を割り込み、ここ数年は40人にも達していない状況であります。昨日、私の調べたところによりますと、12月18日現在は今のところ25人ということで、40人達成は極めて厳しい状況だということです。

次の2点についてお伺いいたします。

①児童、生徒の減少に伴う小学校の現状をどのように捉えているか。

②将来の小学校、中学校の配置計画の考え方について教育長にお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 第1点目の児童、生徒の減少に伴う小学校の現状についてのご質問にお答えいたします。

小学校における児童数を合併時と本年11月末で比較いたしますと、合併時には総数で525名の児童が在籍しておりましたが、11月末では334名と、ここ9年で児童数は191名減少しております。また、5年後の児童数の推移であります。平成27年4月1日現在の見込みで

久遠小学校が 43 名から 5 年後は 28 名に、瀬棚小学校が 84 名から 39 名に、馬場川小学校が 3 名から 12 名に、若松小学校が 12 名から 11 名に、北檜山小学校が 195 名から 179 名に、総数では 337 名から 269 名へと、今後も児童数の減少は続くものと予測をしております。

また、児童数の減少により小学校の統廃合が進み、更には久遠小学校のように複式学級が増えている学校もあり、少子化の影響を強く受けているところでございます。

次に第 2 点目の将来の小中学校の配置計画についてであります。学校の適正配置計画につきましては、平成 22 年度に、せたな町立学校適正配置検討委員会から答申を受け、その答申に基づき保護者、地域の意見を尊重しながら慎重にとり進めているところであります。しかし、最近では保育所で仲良くなった友達と同じ学校に通わせたい、より大きな学校で学ばせたいなど、未就学児童の保護者の意識が変わってきていることなどもあり、区を中心校を希望する未就学児童の保護者が多くなっているのが現状であります。こうしたことから、当教育委員会が予測するより早い段階で学校の統廃合が進んでいるところであります。小規模校におきましては、児童や教職員が皆お互いをよく知っており、アットホームな雰囲気の中で学校生活を送ることができたり、学校行事などでは学校全体が一体となって活動しやすかったりといった良さはあります。その一方で、運動会や学習発表会、学年単位での活動に制約があることや、児童数の減少に伴い入学から卒業まで同じ人間関係が続くこと、更には学友が少ない、コミュニケーションが固定化されるなど、学校の努力だけでは解決することが難しい課題があります。学校教育は、児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、健康、体力をバランスよく身に付けさせることにより、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な生きる力を育むことを目的としています。この生きる力を育むためには、基礎的、基本的な知識、技能を身に付けることはもちろんであります。児童が、さまざまな意見や考え方をを持った仲間と交流したり、議論することなどを通して、思考力や判断力、表現力を身に付けたり、協調できる社会性を身に付けていくことが大変重要なところであります。したがって、子供たちのためにも理想的な教育環境を提供していかなければなりませんので、今後も入学児童数の推移、保護者、地域の意見などを総合的に勘案し、学校の適正配置について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5 番（平澤 等君） 再質問させていただきます。ただ今教育長から非常に詳しい内容の説明がございました。これについて私も全く共感するものでございます。少子化に伴う子どもの減少に伴った中で、どうしても小学校の入学児童が減る。先ほどありましたように、ことしも 40 人を切ると、6 年後には間違いなく新入生は 40 人を切ってくるという時代になります。それが今の町内の七つの学校に配分されて、中には既に複式をとられているところもございます。学校の統廃合につきましては、地域の要である学校は、そういったもので今回統合をされることについても、教育長がおっしゃいましたように、運動会とか卒業式、入学式とか、そのほかには学習発表会とか地域を挙げての行事が多く行われていたのが、学校を廃止することでなくなってしまう。そういうことで、地域としての寂しさが非常にあるんだという意味で、保護

者の方の考えとはまた裏腹に、地域の方々の思いもあるという中において、子どもたちの将来のこと、それから学習、それからスポーツを考えた中では保護者の考えの中では統合やむなしという考え方の中で今回も2校の学校が統合されると思うんです。やはりこれから教育長考えていく中で、将来これだけ児童数が減ってくることに關しては、せたな町としても、小学校、中学校はちょっとわかりませんが、統廃合については考えていかなきゃならないんじゃないかなと思うんです。その点について父兄の思いそれから小規模校のメリット、デメリットこれはよく議論されます。そういった中で、まち全体から考えた中で子供たちの教育、それから地域性をもった中で、ある程度こういった、今すぐではなく、今後このような形で集約していきたい。例えば、比較にならないかもしれませんが、先に保育所の件でいきますと、保育所は5人を切った場合にはへき地は閉所するという約束事がございます。これは小学校とはイコールにはございませんけども、やはりある程度教育する見地から、教育委員会の見地から子供たちそれから今後の就学、先ほど言いましたように学習面、スポーツ面いろんな面を考えてこうあるべきだと。そういう指標というんですか、指針というんですか。そういうのがあれば教育長からまたお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 学校の適正配置をどう考えるかというようなご質問でございますが、それを考える上で、まず1番大切なことというのは、学校は子供たちの教育のためにあるということが前提条件にあります。そのためには子供にとって最善な教育環境はどうあるべきなのかを大事に考えていかなければならないのが現状でございます。小規模校につきましては、先ほどご質問がございましたけれども、ご答弁をさせていただきましたが、学校全体が一体となって活動をしやすいというメリットはあります。ですが小学校教育においては、教師や友達など、さまざまな人との触れ合いを通してお互いに理解を深めたり、いろいろな考え方を学んだり、そして競いあったりして社会性を身に付ける。こうした多様な価値観を持った人との触れ合いを学習、体験しなければなりません。少人数ゆえに小規模校では困難な状況でございます。このことは、学校と教師の努力だけでは補えない規模の問題でございます。私ども教育委員会といたしましては、子供の成長にとっては、このデメリットの方がメリットをはるかにしのぐというようなことで捉えておりますので、こうした小規模校のデメリットを解消して、教育環境の整備ですとか、充実を図るためには統廃合も選択の一つのものだと捉えているところでございます。このことは実際に、特に最近では保護者が、先ほども申し上げましたように意識が変わってきているということで、それぞれ区を中心校に教育を求めているような状況が多くなってきております。このことにつきましては、大勢の子供がいる中で、子供にさまざまな体験をさせたいですとか、多くの友達と一緒に学ばせ、遊ばせたい、また中学校でも困らないように中心校で多くの子供と一緒に遊ばせたい、学ばせたいというように子供のことを最優先に考えた結果だと思っております。こうした保護者の皆さんの意識の変化ですとか、ご意見を教育委員会としては大事にしながら、学校の適正配置については、今後も保護者地域の皆さんと十分に協議して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 次に、本多浩議員。

○2番（本多 浩君） 議長のお許しができましたので、私から有害鳥獣ヒグマ対策について町長に答弁を求めます。

昨年の春に山菜採りの女性がヒグマに襲われ、尊い命が奪われるという悲惨な事故が発生しております。今年も同じく山菜採りの女性が襲われて怪我をしました。DNA鑑定によると同一の個体であると報告がされています。危害を加えたヒグマは未だ捕獲されていません。よって被害の発生が危惧されますので、次の3点についてお伺いします。

一つ目は今年の捕獲対策の経過と実績。

二点目に来年の被害防止対策をどのように図っていくのか。

三点目にハンターの養成対策。将来的にどのように図っていくのか。以上3点について町長の考えをお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 本多議員の質問にお答えをいたします。

質問にありましたように、昨年4月に町民が被災した重大で痛ましい死亡事故に続き、今春も山菜採りの女性がヒグマに襲われた人身事故は、その後同じヒグマによるものと判明したところであります。まちも事故後、速やかに対策本部を設置し、地域住民の不安の解消と再発を未然に防ぐため、猟友会はじめ関係機関の協力を得ながら、防災ヘリを導入した大規模な捜索や猟友会による山狩りなど長期にわたり実施しましたが、今なおこのクマの捕獲には至っておりません。このようなことから一日も早くこのクマを捕獲し、町民の安全を確保しなければならないと考えております。ご質問の対策と実績については、昨年の事故及び融雪の早さを念頭に3月中旬には、ヒグマの駆除捕獲許可を受けており、現在の捕獲数は、銃器及びわなを併用し、従事者25名による共同捕獲で20頭を捕獲しております。

2点目の来春の被害防止対策については、基本的に現在行っている対策を継続実施していきませんが、融雪状況を見ながら、これまでより更に早めて2月下旬から捕獲に向けた対応を実施してまいりたいと考えております。また、国並びに道の各関係機関と連携を密にし、出没情報の共有化により、入山規制の徹底や道路電光掲示板及び町広報誌、防災無線による注意喚起についてもこれまで以上に強化をしてまいります。

3点目のハンターの養成対策についてであります。高齢化などにより年々ハンターの数が減少傾向にあることから、まちでは平成25年度から有害鳥獣の捕獲に従事しようとする町民に対して、必要な狩猟免許の取得、猟銃の所持許可の取得及び猟銃等の購入に要する経費に対し助成を行っております。この補助制度を利用して、新たに5名の方々が免許を所持され、積極的に有害鳥獣捕獲活動に従事し実績を上げていることから、まちとしても補助制度の効果を感じているところであります。

また、新函館農協若松支店も独自に、わな狩猟免許の取得に対し補助しており、今後も農漁業者はもとより地区懇談会など機会をとらえ、町民皆様の協力をいただき後継者の育成を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、渡島半島域は、知床半島と同様にヒグマの生息密度が高く、また生息域と人の活動域が近接していることで、ヒグマとの接触頻度が他地域に比べ非常に高く、これらの軋轢を減らすため予測されるヒグマの出没に対して効果的な防除施策等を出来る限り実施してまいること、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○2番（本多 浩君） 町長の答弁の中で、まちとしても総合的な被害防止対策、ハンターの養成対策について検討されていることは、ただ今の説明で理解できますが、将来的な対策として私の考え方もありますので、再質問させていただきます。

一般的にハンターの養成対策に関して言えば、野鳥、小動物、きつね、たぬき、うさぎなどです。また大動物のシカの捕獲は、人的危険度も少なくレジャー的要素があり、将来においても一定の人数の確保が見込まれます。しかしながら事ヒグマを狙撃できるハンターの確保養成は難題であり将来を危惧するところでもあります。被害防止対策については、何といたっても第1に人に被害を加えたヒグマを捕獲することです。ただヒグマを捕獲できるハンターがいたとしても、現実的には目撃情報があったとしても、猟友会のメンバーは各自仕事を持っているので、すぐ出動できるとは限りません。そこで捕獲に対し迅速に対応することにより、人的被害を防止していくその対策案として、特にヒグマを狙撃できるハンターについては、町職員として特命採用してはいかがでしょうか。また、ハンターの養成についても、長期的養成の視野に立ち、現職員が狩猟の有資格者になっていただくことにより、養成を図っていくことも一案と考えます。このことについて、町長の考えをお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。実は今回、北海道からヒグマの推定生息数が出まして、最大で渡島半島 890 頭という数字でございます。これは 12 年前の 2 倍でございます。こうした状況に対して議員おっしゃいましたように、ハンターの高齢化に伴いまして、ハンターの減少が進んでいる状況、まちはこれに対して対応しておりますが、なかなかハンターの確保は難しい状況にあると言わなければなりません。そこで、どうして安全を確保するかということになるわけですが、議員おっしゃいましたように、この一つの方法として、議員ご提案の方法もあるかと思いますが、これもなかなか難しい状況でございますので、一つこれから研究の材料にさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、近年、シカやクマなどによる農業被害、あるいはトドなどによる漁業被害が年々増加をしていることからしますと、このような有害鳥獣につきましても、保護とのバランスも考えなければなりません。しかし適正な個体管理、頭数管理をしていかなければならないと考えております。そこで、先ほど J A 新はこだての独自の助成制度のご紹介をさせていただきましたが、やはり農業者、漁業者につきましても自ら被害を防止するという観点から、まちの補助制度あるいは農協の補助制度などを利用しながら積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。

今回の事故につきましても、大変、重く受けとめておりまして、できる限りのクマの捕獲を目指すという被害防止対策を講じてまいりたいと考えておりますけれども、しかしそれまでの

間、当該地域の入山規制については、これはぜひ、しっかりと守っていただきたいと思っておりますし、また、他の地域への入山につきましても、ヒグマの生息域に入ることになりますので、ぜひ自らの命を守る観点から細心の注意を払って行動をしていただきたいと思いますと考えております。先ほどの答弁の中で、クマは今年度 20 頭の捕獲と申し上げました。シカにつきましても、実は 25 頭の捕獲をしております。これからシカはまだまだ捕獲はされるものと思っております、頑張ってもらいたいと思っておりますのでございます。

ひとつよろしくご理解をお願いします。

○2 番（本多 浩君） 職員を狩猟の有資格者にするということについて、まだ答弁してないんですけど。

○議長（菅原義幸君） 答弁あったんです。

答弁したと思います。

○町長（高橋貞光君） 職員をハンターに養成してはという議員の質問でございました。これにつきましては、先ほど答弁したつもりでございましたが、改めてお答えをさせていただきたいと思っております。これはなかなか、まちとしても難しい問題と思っております。いずれにしましても、さまざまな観点からハンターの養成は目指してまいります。議員の発言についても、十分これから参考にさせていただいて研究してまいります。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○2 番（本多 浩君） 私は、ハンターの養成は、長期的な目で育てていかなければならない。それは町長の考えと同じです。ただ、現実問題としてクマを撃つハンターが少なくなっている。将来的にはいなくなるかもしれない。そういう可能性を秘めているわけです。ではその時になって、誰が危険を冒してクマを仕留めるのか。一般町民にやらせるんですか。違うでしょ。将来を見据えたら公務員がやるべきです。危険なことは、汚いことは公務員がやらなきゃいけない。私はそう思っています。ですから今のうちからハンターを町で用意しなさいと言っているんです。町長もう一度答弁をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。このことについては、さまざまな考え方があるものと思っております。したがって、ハンターの養成については、いろいろ難しい面が非常にあると思うわけでありまして、そういったことも含めて、総合的にどういった、まちの支援がハンター養成の成果につながるのかということについては、もう一度考えてみなければならないと。ただ、しっかりと適正な個体管理をすることが重要でありまして、すべていなくするということではできませんので、適正な個体管理をこれからもしていくことになるわけでございます。そのためのハンターの養成については、私たちも重大に考えておりますので、しっかり対応して参りたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） それでは以上で一般質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。再開は午後 1 時 15 分といたします。

休憩 午後 12時06分

再開 午後 1時13分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第6 まちづくり計画調査特別委員会調査報告

○議長（菅原義幸君） 日程第6、まちづくり計画調査特別委員会調査報告の調査報告を行います。温浴施設の今後のあり方について、並びに町有施設について委員長の報告を求めます。
大野委員長。

○3番（大野一男君） せたな町議会まちづくり計画調査特別委員会で調査中の事件、温浴施設の今後のあり方について最終報告を行います。

1、本事件の調査経過と調査日時及び調査資料は、最終報告書記載のとおりであります。

2、調査結果は、最終報告書記載のとおりであり、調査終了事項は次のとおりであります。

調査結果、平成25年10月8日開催の第20回せたな町議会まちづくり計画調査特別委員会において本件が付託されました。既に調査を終了した①温泉ホテルきたひやまの改修計画、②大成国民温泉保養センターの閉鎖及び同施設閉鎖後の国民宿舎あわび山荘の温浴施設利用について、③町民いこいの家の閉鎖及び同施設閉鎖後の温泉ホテルきたひやまの温浴施設利用については平成25年第10回議会臨時会において調査報告を行ったところであります。

国民宿舎あわび山荘は、開設から36年余りを経過し、建物、設備等の老朽化が進んでいる。今後事業を継続するには、施設の建て替え（更新）が必要となる。また、宿泊を始めとする利用客は、減少しており指定管理者である一般財団法人貝取潤温泉公社の経営状況は厳しいものがある。また、まちにおいては、いわゆる普通交付税の一本算定に伴う大幅な減額が見込まれることからその対応策を模索していかなければならない現状にある。

こうした中、特別委員会として、今後の国民宿舎あわび山荘のあり方について調査を重ねてきたところである。(1)まち側の方針、①温浴施設は引き続き継続維持していく方針である。②国民宿舎あわび山荘の存続については、利用可能な期間は運営を図るが、その後の建替え等に関してはあくまでも、まちが建て替えをすることはしない。経営についても民間参入を望むとしている。ただしその際、町は支援を考えている。

2、一般財団法人貝取潤温泉公社の方針、①国民宿舎あわび山荘の建替えは、まちが行い存続を望むものである。②国民宿舎あわび山荘の存続をするためには、今後、経営改善を図りながら、収支の試算を行う時間が必要である。

以上のことから、本特別委員会としては、地域経済への影響など計り知れないものがあるので、まちと一般財団法人貝取潤温泉公社において、現時点で結論付けることなく両者の方針を踏まえ、今後の推移を見極めながら、十分協議されるよう望むものである。

これをもって最終報告といたしたいと思えます。

次に、町有施設について最終報告を行います。

1、本事件の調査経過と調査日時及び調査資料は最終報告書記載のとおりであります。

2、調査結果は、最終報告書記載のとおりであります。過疎地域自立促進特別事業（老朽化施設防犯、防災環境対策事業）計画案記載のナンバー64からナンバー77の14施設について、平成27年度において解体する必要があることを調査しました。なお、同記載ナンバー78からナンバー96までの19施設については、平成28年度以降での実施予定としました。

以上で報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

2件の委員長報告については質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって温浴施設の今後のあり方について、並びに町有施設については報告済といたします。

以上をもちまして、まちづくり計画調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） 議案第15号は補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

◎日程第7

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第15号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは議案その3の1ページでございます。

本案は、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町長等の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは3ページをお開き願います。せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。左側の改正後の本条例第1条の期末手当につきましては、条例第4条第2項中、12月に支給する場合における算出割合について、下線を引いた箇所でございますが、改正前が100分の205であったものを改正後は100分の220に改めるものでございます。続きまして、本条例第2条の期末手当につきましては、第4条第2項中、6月に支給する場合における算出割合について、従来100分の190を改正後は100分の197.5、12月に支給する場合における算出割合を、従来の100分の220から100分の212.5にそれぞれ改めるものでございます。附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日

から施行する。ただし第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。第2項では第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は平成26年12月1日から適用するとしているものとございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（菅原義幸君） 議案第16号も補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

◎日程第8 議案第16号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第16号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額、通勤手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給地域の見直し等を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容につきましてご説明申し上げます。

22 ページの新旧対照表をご覧ください。左欄の改正後の本条例第1条では、条例第9条の2第2項中、初任給調整手当の月額を従来41万900円から改正後は41万2,200円に改め、第13条第2項第2号イからスの通勤手当の額をそれぞれ改正後の額に改めるものとございます。次に第24条の勤勉手当につきましては、同第2項第1号中24ページになりますが、100分の

67.5 を 100 分の 82.5 に改め、同項第 2 号中 100 分の 32.5 を 100 分の 37.5 に改めるものでございます。附則の改正といたしまして、附則第 22 項中 100 分の 1.0125 を 100 分の 1.2375 に、100 分の 67.5 を 100 分の 82.5 にそれぞれ改めるものでございます。25 ページから 43 ページまでは別表第 1 及び第 2 の給料表になってございます。この説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、44 ページをご覧ください。本条例第 2 条の勤勉手当でございますが、第 24 条第 2 項第 1 号中、100 分の 82.5 を 100 分の 75 に、同項第 2 号中、100 分の 37.5 を 100 分の 35 にそれぞれ改めるものでございます。第 25 条の寒冷地手当につきましては、改正前の表ではご覧のとおり 2 級地が北檜山区それから 3 級地が大成区、瀬棚区の二つに分かれていたものですが、その地域の区分が改正後は、新たな気象データに基づき支給地域が見直をされました結果、大成区、瀬棚区共に 2 級地に引上げがされておりますので、改正後の表では地域の区分欄を削ったものでございます。なお額の改正はございませんでしたので、改正前の 2 級地の額と同額となるものでございます。附則の改正といたしまして、附則第 22 項中 100 分の 1.2375 を 100 分の 1.125 に、100 分の 82.5 を 100 分の 75 にそれぞれ改めるものでございます。本条例の附則といたしまして、施行期日等につきましては、第 1 項この条例は公布の日から施行する。ただし第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から、同条の規定による改正後の給与条例の規定は同年 12 月 1 日から適用するものでございまして、第 3 項給与の内払いにつきましては、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づきまして、平成 26 年 4 月 1 日以後の分として職員に支払われた給料は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすといったものになってでございます。

以上で議案第 16 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（菅原義幸君） 発議第 1 号も補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

◎日程第9 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

石原広務議員。

○6番（石原広務君） これは先に開催された全員協議会で皆様のご了承をいただいておりますが、改めてここで内容を一部述べさせていただきます。まず、期末手当につきましては、新旧対照表を見ていただいて100分の205を100分の220に上げる。あるいは追加として議員が自己都合、疾病、その他の事由により議員活動等ができなくなった場合の減額措置、議員活動及び議員活動の出来ない事由が公務災害等による療養のときなどを加えたものを今回地方自治法第112条及び会議規則13条の規定により提出するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を省略し討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは議案その1の1ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に6,443万8,000円を追加し、総額を92億8,346万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、新規利用者の増に伴う障害福祉サービス等給付費や大成診療所改築事業に係る所内備品購入等に伴う病院事業会計への繰出金、職員手当等の増に伴う檜山広域行政組合消防員負担金、人事院勧告の実施等に伴う職員給与費の精査、その他行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。また、補正予算に合わせまして地方債の変更5件と廃止1件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） それでは議案その1の5ページをお開き願います。第2表は地方債補正の変更及び廃止でございます。変更につきましては臨時財政対策債は額の確定に伴う追加補正、町有施設等解体事業債から温泉ホテルきたひやま改修事業債までの4本は、事業終了により額が確定したことに伴う減額補正をそれぞれお願いするものでございます。なお起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはの変更はありません。また、廃止につきましては国の新制度導入により長期負担が減額されたことから、愛知地区基盤整備事業債の廃止をお願いするものでございます。

続きまして事項別の明細でございますが、事前にお渡ししております補足資料を基に説明させていただきます。A4の4枚綴りとなっているものでございます。こちらでございます。その3ページをお開き願います。主な歳出についてご説明いたします。なお内容につきましては、事前にお目通しをいただいていると思っておりますので、私からはこの中から抽出して簡略に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは2款総務費、1項総務管理費、14目諸費539万9,000円の追加でございます。議案書では15ページになります。燃料費の高騰などによるキロ当たり経常費用の増に伴う地域間幹線系統維持費補助金の追加や、申請件数の増加に伴う定住化促進住宅奨励金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費400万円の追加でございます。議案書では16ページになります。障害者加算や介護サービス利用者負担加算対象者が見込みより増加したことと、それと町外施設入所者措置費が増加したことに伴う老人福祉施設入所措置費の追加について補正をお願いするものでございます。

4ページをお開き願います。同項5目障害者福祉費1,804万円の追加は議案書では16ページになります。就労継続支援サービス等の利用者が増えたことなどに伴う障害福祉サービス等給付費などの追加について補正をお願いするものでございます。

4款衛生費、1目保健衛生総務費2,010万3,000円追加でございます。議案書では17ページになります。大成診療所改築事業に係る所内備品購入等に伴う病院事業会計への繰出金の追加について補正をお願いするものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費107万円の追加でございます。議案書では18ページになります。老朽化により一部破損した町営牧場山越地区の水源施設の修繕に伴う町営牧場指定管理料の追加について補正をお願いするものでございます。同項5目農地費449万2,000円の減額は、議案書では19ページになります。19節の愛知地区基盤整備事業負担金でございますが、これまでの北海道と町との共同によるパワーアップ補助から、新たに国が創設した農業経営高度化促進費に置き変わることに伴い事務費を除く町費負担がなくなったことに伴う減額などについて補正をお願いするものでございます。

次のページになります。7款商工費、1目商工振興費100万円の追加でございます。議案書で

は 20 ページになります。新規交付対象者として、Uターン等 1 名分の産業担い手育成事業奨励金の追加について補正をお願いするものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費 535 万 1,000 円の追加でございます。議案書では 22 ページになります。北檜山区、大成区については道路維持修繕、瀬棚区については街路灯維持修繕に係る経費の追加などについて補正をお願いするものでございます。

9 款 1 目共に消防費 888 万 5,000 円の追加でございます。議案書では 25 ページになります。職員手当等の増による消防署経費分の増に伴う檜山広域行政組合消防費負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

6 ページをお開き願います。10 款教育費、6 項保健体育費、4 目学校給食費 122 万円の追加でございます。議案書では 28 ページになります。学校給食センターで使用している残菜粉碎機の部品の破損から可動不能となっていることに伴う残菜粉碎機器交換修繕や保健所の指導による厨房床面修繕に係る経費などの追加について補正をお願いするものでございます。

12 款 1 目共に職員給与費 660 万 4,000 円の追加でございます。議案書では 29 ページになります。人事院勧告等による手当等の精査に伴う職員手当等の追加などについて補正をお願いするものでございます。

これらに係る歳入でございますが、1 ページをお開き願います。9 款 1 目共に地方交付税 665 万 3,000 円の追加につきましては、普通交付税の追加でございます。

12 款使用料及び手数料、6 目土木使用料 837 万 3,000 円の追加につきましては、瀬棚港湾内の砂採取による追加などでございます。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 872 万円の追加につきましては、障害福祉サービス等給付費が増額したことに伴う障害福祉サービス等給付費負担金などの追加でございます。なお国の負担率は 2 分の 1 となっております。同款 2 項国庫補助金、3 目土木費国庫補助金 2,310 万 3,000 円の追加は、交付決定による除雪事業交付金の追加などでございます。

14 款道支出金、1 目民生費道負担金 197 万 6,000 円の追加につきましては、障害福祉サービス等給付費が増加したことに伴う障害福祉サービス等給付費負担金の追加などでございます。なお道の負担率は 4 分の 1 となっております。

2 ページをお開き願います。20 款町債、1 目総務債 2,940 万円の追加につきましては、額の確定に伴う臨時財政対策債の追加などでございます。ただいまご説明いたしました内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野議員。

○3 番（大野一男君） 議案書の 16 ページの 3 番目、老人福祉費についてですが、説明資料の欄で町外施設入所者措置費が増加とありますが、これは今年度に入って入所者が増えたのか、それとも単価が上がったのか、増加の要因と、仮に町外の施設に入るということは、町内の施

設の状況がこうで増えたとか、例えば満員であるとか、その辺の状況をちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。

主なものは障害者加算が見込みより4人増、当初が12人でありましたけども、実績が16人で、この部分で167万ほど増えてございます。それと町外施設入所者措置費が166万1,000円ほど増額となっております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 町外施設の入所者が増加とありますが、金額の増加の要因について基礎単価が上がったとか、あるいは請求額が上がったのか、それとも入所者数が増えたということが金額に反映したのか、もし増えたとすれば町内の利用者の状況はどうか。町外にいく要因は何なのかについて説明をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 町内施設入所者措置費ですが、人数は二人ですけれども、単価が増になったことによりまして増額になったものでございます。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○3番（大野一男君） いいです。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 補足資料の3ページ。総務施設管理費の中でお聞きしたいのですが、大成町民センター行政コーナー室改修工事、括弧して八雲総合病院の無医地区巡回診療の専用診療室として改修となっておりますが、これはこれからもずっとここを使うということで改修したという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。従来からこちらで、耳鼻科、皮膚科、婦人科以外の巡回診療を行なっておりましたけれども、実際いつも空いている部屋を選びながら実施していたところですが、衛生上もあまり環境的によろしくない。それでこの行政コーナー室が普段からほとんど使われていないということで、今回、整備をして安心で安全な診療環境を築くために実施するものでございます。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 大成診療所が新しくなるわけです。その中でもやはりこの改修が行われたということは、大成診療所とは、全然、別にこの場所を使うという判断ですか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） もともと皮膚科、耳鼻科はこちらの町民センターを使ってございました。婦人科だけが診療所に併設していた母子センターを使っていたのですが、環境整備という面で巡回診療の専用室を今後ずっと使っていくことで整理をさせていただくものでご

ございます。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 内容はわかりました。町長にお聞きいたします。大成診療所が新しく開設するわけですが、その中で八雲総合病院のこの部分を大成診療所の中に置くことは出来なかったのですか。要するに、ここで工事請負費 596 万 2,000 円が発生するわけです。そうですね。91 万 1,000 円でいいんですか。すいません。91 万 1,000 円ですか補正額ですから。それが発生するわけです。そうであれば大成診療所の中に施設を設けることにはならなかったのでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 巡回診療につきましては、月 1 回から 2 回でございまして、通常は保健センターで実施しているものでございます。これは議員の質問であります。新しい診療所でなぜこの部屋を作らなかったのかという質問だと思いますが、新しい診療所の中で建設することになりますと、当然、その分面積も広がりますし、工事費も大きくなるということでございます。今回の行政コーナーの改修工事でございますが、これにつきましては 80 万から 90 万の範囲内でございますので、あまり負担の掛からないようにということで整備をさせていただきました。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

細川議員。

○10番（細川伸男君） 補足資料の 1 ページ。土木使用料の中で、港湾使用料とありますけれども 729 万ですが、これが砂の売買の中の港湾使用料なのか、こっちで見ていくと、議会の資料で見えますと 8 ページですけども、ここにも港湾使用料ということであってんですけども、これ砂の受払ではなくて、純然たる港湾使用料ということで捉えてよろしいんですか。

○議長（菅原義幸君） 福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福土裕継君） 729 万円につきましては、今回行います砂の採取に係る歳入でございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10番（細川伸男君） それであれば雑収入になるのか、物品収入になるのか、港湾使用料という名目はちょっと違うんじゃないかと思っておりますけども、その辺はどうなんですか。

○議長（菅原義幸君） 松岡産業建設課長補佐。

○瀬棚総合支所産業建設課長補佐（松岡義明君） この使用料については、同様なもので河川敷占用料というのがございます。これも土砂の採取についても河川敷占用料が適用されることになっております。これを利用いたしまして港湾使用料ということで今回は科目を設定しております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10番（細川伸男君） これによりますと 729 万円ですか。これ砂は売買しますよね。産業

教育常任委員会でも話あったんですけども、この砂は売りますという話だったんです。その中で今月いっぱい業者の説明はするという話で聞いてましたけども、その説明との整合性の説明も終わって、売買はきちっと、いつ施行するのかわかりませんが、そういう状況にもなっていると理解してよろしいんですか。

○議長（菅原義幸君） 福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福土裕継君） 今回、本日の補正をもって予算を確定した上で、今月中に各業者に集まっていただいて、説明をさせていただく予定となっております。事業実施は3月から実施をする予定でございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 一応規定の回数にはなりましたが、あえてということであれば、議長権限で1回くらいサービスできますが。

○10番（細川伸男君） ではよろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 特例で細川議員。

○10番（細川伸男君） 先ほど、一緒に聞けばよかったですけども、まず業者に説明して、きちっとまちと業者間の詰めを行なった上で、私は提案すべきと思っているんですけども、ただ、いろいろ情報を聞いてみますとなかなか難しい点がありますので、そのとおりにいか僕も疑問があるものだから聞いたんですけども、まちの考えと業者の考えとイコールすればいいんですけども、なかなかイコールできない部分も聞いてますので、その辺一回でも業者と説明をきちんとした中で、この予算を出してくるならいいんですけども、その辺がまだ全然、僕も一業者の中ではありますけども、全然その話も聞いてもないし、そうなるかどうか。ちょっと早過ぎるんじゃないかという形で言えば、質問をしたのでございます。

それと先ほど僕言ったように、港湾の使用料、これが本当に売買が港湾の使用料に振替えることが本当にいいのかどうか。使用料は使用料でやって、やはり財産は財産処分きちんとして、するべきだと思いますので質問は4回になったんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福土裕継君） 今回この事業を進めるにあたりまして、私たちは十分事業が出来ると踏みながら進めてございますので、当然、説明会中でいろんなご意見等々もあろうかと思っておりますので、その辺を十分にお話ししながら進めていきたいと思っております。

それから歳入の科目の見方でございますけれども、これは財政当局とも相談をしながら適切な予算の見方ということで、私たちは進めておりますのでそのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の31ページでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,331万6,000円を追加し、総額を17億6,144万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、一般被保険者に係る高額療養費や額の確定に伴う国庫補助金等精算返還金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは議案の36ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費では23万3,000円の追加で、これは職員の共済費等の精査によるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、補正額はございませんが社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の額が確定したことによる財源の振替え68万4,000円を行うものでございます。次に2目退職被保険者等療養給付費では、こちらも補正額はございませんが、前年度実績による社会保険診療報酬支払基金からの交付金が追加したことによる財源の振替え223万9,000円行うものでございます。次に4目退職被保険者等療養費では5万円の追加で、退職被保険者の療養費が見込みを上回っているための追加でございます。次に2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では500万円の追加で、一般被保険者の高額療養費が見込みを上回っているための追加でございます。

3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金では3万5,000円の追加で、本年度の社会保険診療報酬支払基金への負担額が確定したことによる追加でございます。

次に4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金では3,000円の追加、こちらも同様に社会保険診療報酬支払基金への負担額が確定したことによる追加でございます。

次に 11 款諸支出金、2 目償還費では 1,799 万 5,000 円の追加、内容は前年度の特定健康診査負担金や療養給付費等負担金などに係る国庫補助金の精算に伴い返還金が生じたので追加を行うものでございます。

これに対しての歳入ですが、戻りまして 34 ページをご覧ください。4 款療養給付費交付金では 228 万 9,000 円の追加で、これは支出の退職被保険者療養給付費の実績による増額に伴い、社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費交付金の増額でございます。

次に 5 款前期高齢者交付金では 68 万 4,000 円の減額、本年度の交付金確定による減額でございます。

次に 9 款繰入金、1 目一般会計繰入金では 23 万 3,000 円の追加、これは人件費等の精査による一般会計繰入金の増額でございます。

次に 10 款繰越金、1 目療養給付費交付金繰越金では 1 万円の減額。次に 2 目その他繰越金では 2,148 万 8,000 円の追加、これは支出の一般被保険者高額療養費と前年度分の国庫負担金等に係る返還金を、前年度繰越金から充当するための増額を行うものでございます。ただいまご説明した内容によりまして、国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明がおわりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 12、議案第 3 号 平成 26 年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 39 ページでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 872 万円を減額し、総額を 1 億 3,369 万 9,000 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、後期高齢者医療広域連合の事務費や保険料等の負担金の確定に伴う減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 議案の43ページになります。歳出からご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費では補正額はございませんが、前年度繰越金の増により一般繰入から一般財源への2万円の財源振替えを行うものでございます。2項徴収費では16万2,000円の減額で、後期高齢者システム機器更新業務の執行残でございます。

次に2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金では857万円の減額、内訳は平成26年度負担金の確定により事務費負担金で111万6,000円の減、保険料調定額見込みにより保険料納付金で427万4,000円の減、基盤安定負担金の確定により318万円の減、合わせて745万4,000円の減額を行うものでございます。

4款諸支出金では1万2,000円の追加で、前年度保険料の還付金でございます。

これに対しての歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料、1目保険料では436万3,000円の減額、現年分保険料の収入見込額と滞納繰越分保険料の確定による減額でございます。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では447万8,000円の減額、広域連合事務費繰入金と保険基盤安定繰入金確定に伴う減額で、広域連合事務費負担金等で129万8,000円、保険基盤安定負担金の確定分として318万円の減額でございます。

4款繰越金では前年度繰越金確定により10万9,000円の増額でございます。

次に5款諸収入、1目雑入では1万2,000円の増額で、歳出の前年度保険料還付金が見込みを上回ったため、広域連合からの補てん分でございます。

ただいまご説明した内容により収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の45ページでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に954万円を追加し、総額を10億4,827万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、高額介護サービス費の増額に伴う高額介護サービス費負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の49ページをお聞きます。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額37万円の増額でございます。内容につきましては、2節から4節までは人事院勧告の実施等に伴う給料等の精査によるものです。次に12節役務費、13節委託料では、高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画策定業務委託において、プロポーザル方式で行う予定でしたが、指名4社すべて辞退となりましたので、再度の公募をした場合においても委託業務の履行期間が短く、サービスの見直し検討するためのアンケート調査の実施が間に合わないことから、これらに係る通信運搬費、委託料を減額するものです。なお地域の課題や地域資源の把握については、昨年度実施の地域づくり意見交換会、また本年度実施の生活支援コーディネーターの配置により可能なことから、現在、保健福祉課において計画策定を進めております。このほか13節委託料では、平成27年4月の介護保険法改正に伴うシステム改修業務の追加をお願いするものです。14節についてはコピー機のリース料で入札執行残の精査であります。

次に2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額870万円の増額です。19節高額介護サービス費負担金は、給付費が当初見込みを上回るため追加をお願いするものでございます。

次のページに参りまして、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費は補正額はございませんが、12節と13節でそれぞれ執行見込みに応じて介護予防事業指導手数料の増額と生活管理指導員短期宿泊業務委託料の減額をお願いするものです。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額47万円の増額でございます。2節から4節まで人事院勧告の実施等に伴う給与等の精査によるものです。

これに対しての歳入ですが、前に戻りまして48ページをお開き願います。7款繰入金、1項

一般会計繰入金では、地域支援事業繰入金 47 万円の増額、人事院勧告の実施等による職員給与費繰入金 24 万 5,000 円、事務費繰入金 12 万 5,000 円の増額をお願いするものです。2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金、補正額 870 万円の増額をお願いするものがございます。

ただいまご説明した内容により歳入歳出それぞれ 954 万円を増額し、補正後予算総額を 10 億 4,827 万 6,000 円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野議員。

○3 番（大野一男君） お尋ねします。高額介護サービス費負担金 870 万、補正で発生しました。必要な財源は、これ読み返すと繰入金基金から取り崩して充当するということだろうと思うんですが、年度当初の中でこの事業の歳出に係る予算は見通しができなかったのか。それとも、いつもこういう形で発生するものなのか。この 870 万という高額なものがどうして発生するのか。もうちょっと詳細に説明下さい。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。年度当初の予算では、毎年度だいたい月 150 人くらいの申請ということでして上がってきておりまして、25 年度予算でもその見込みで組んでおりました。26 年度予算でもその見込みで組んでいましたところですが、月平均で約 50 名平均の申請がありまして、今回の増額につながったものでございます。

以上でございます。

○3 番（大野一男君） 最後聞こえなかった。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 50 人ほど申請が増えたことにより、今回の増額をお願いすることになったものでございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3 番（大野一男君） それから 2 点目ですが、策定業務が、要するに民間委託したら、ノーサンキューだったと。出来なかったと。結果自前で作るんだよってという話なんです。これ自前で出来るならそれにこしたことはないの、一生懸命、計画書案、頑張っていたかと思っております。介護保険料と会計ですから、多分、提示があるんだろうと思うんですが、その辺の見込みと資料策定との兼ね合いはどうなんですか。あるものなんですか。無いものなんですか。いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 今のところその策定業務を進めているところでございますけれども、2 月くらいまでの段階では、ある程度の見通しを立てなければならないと思っております。まだ介護保険が幾らになるとか、そういうところの詰めまでは至っておりません。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3 番（大野一男君） 策定業務の中にはそうすると保険料の試算するための指数であるとか

係数であるとか、見込みであるというものの試算も業務として含まれることになりますか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただいまの質問のとおり含まれることになります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

細川議員。

○10番（細川伸男君） 今の関連ですけれども、策定業務、約229万ですか。入札に参加する人がいなかったと。当然いろんな事情があって参加できないと思うんですけども、ただいま、大野議員言ったように、まちでこういう策定もできるのであれば、今後は、こういうものについてもできるだけ、まちでやっていく考えがあるのか。当然入札に参入出来ないということで、まちがやるのであれば、これはまちができると私判断しているんですけども、今後にも新年度予算にも絡んできますけれども、このたぐいのものはシステム改修からいろいろなものあります。相当。この課ばかりではなくて、ほかにもいろいろな部分があるので無理して入札参加しなくても、まちが補えるのであればきちんと担当者として、今後もそういう姿勢で臨んでいくべきかと私思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 確かに今、細川議員おっしゃられたように、職員で出来るのであればということではございますけれども、実際、応札者がいなかったことから、町でやらなければならない。やらなければならないということは、それ以上にやっぱり職員に負担がかかってくるわけでございます。土曜も日曜もなく出てきてやっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10番（細川伸男君） 大変なのはよくわかります。ただ期間がないということは、突然わいた話かどうかわかりませんが、ある程度きちっと情報をとってやれば、早目にそういう入札に移行出来た部分もあるのかと。裏を返せば。そう思ってますので、その辺は十分課で協議して進めていただきたいとこのように思ってます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただいまのご質問にお答えいたします。期間があればということでしたけれども、プロポーザル方式のご案内をしたのは、やはり1カ月ほど遅れてしましまして、その後、応札者がなく8月の末だったんですけども、そのあと、また指名業者を選考し直して、また仕切り直しとなると、やや1カ月近く掛かるのかと。そうするとアンケートの調査の期間が余りにも短すぎて、当然アンケート自体もある程度、高齢者の方とか、そういう方にもするものですから、当然にしてある期間を設けなきゃいけないということで、そのアンケートの内容等につきましてもプロポーザルの業者と詰めるというような作業もございますので、今回は時間的に余裕がなかったということで、職員でやらさせていただく形になりました。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで15分間休憩いたします。再開は2時35分といたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時34分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の51ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に12万9,000円を追加し、総額を4,157万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが55ページをお開き下さい。歳出では1款サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費7万6,000円の追加は、電気料の再値上げに伴う光熱水費やバーナーの不具合による厨房用グリルの修繕に伴う修繕費の追加など、3項1目の介護予防支援事業費5万3,000円の追加は、人事院勧告の実施等に伴う給料等の精査による追加について補正をするものでございます。

その財源といたしましては、54ページになります。歳入で2款繰入金、1目一般会計繰入金で10万3,000円を減額し、3款1目繰越金で前年度繰越金23万2,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 57ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に265万9,000円を追加し、総額を2億8,758万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが61ページをお開き下さい。歳出では1款事業費用、1目総務費105万9,000円の追加は、人事院勧告の実施等に伴う給与費等の精査による追加や、消費税の変更に伴う水道料金システムの改修に係る経費の追加などと、2目維持管理費160万円の追加は、電気料金の再値上げに伴う光熱水費や、北檜山区の配水管漏水修理箇所の増に伴う原材料費の追加について補正をお願いしているものでございます。

その財源といたしましては60ページになります。歳入で1款事業収入、2目他会計繰入金で一般会計繰入金33万5,000円を追加。

2款資本的収入、1目繰越金で前年繰越金232万4,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容は提案理由の説明でご理解できると思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 63ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に24万円を追加し、総額を3,858万1,000円とするものでございます。

その主な内容ですが66ページをお開き下さい。歳出では1款事業費用、2目維持管理費24万円の追加は、電気料の再値上げに伴う光熱費の追加について補正をお願いするものでございます。

その財源といたしましては、歳入で2款資本的収入、1目繰越金で前年度繰越金24万円を追加いたしました収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会

計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 67 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 27 万 3,000 円を追加し、総額を 4 億 6,982 万 1,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが 71 ページをお開き下さい。歳出では 1 款事業費用、1 目総務費 6 万 8,000 円及び 2 款資本的支出、1 目下水道整備費 20 万 5,000 円の追加は、人事院勧告の実施等に伴う給与等の精査による追加について補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして 70 ページになります。歳入で 1 款事業収入、1 目他会計繰入金で一般会計繰入金 6 万 8,000 円を追加。

2 款資本的収入、1 目他会計出資金で一般会計出資金 8 万 9,000 円を追加、同款 4 項 1 目繰越金で前年度繰越金 11 万 6,000 円を追加いたしまして、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 9 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 18、議案第 9 号 平成 26 年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 73 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算の主な内容でございますが、国保病院においては収益的収支で賃金や人事院勧告の実施等に伴う給与等の精査となっており、資本的収支では経年劣化により使用に耐えない訪問医療用車両の購入や薬剤師等を目指す学生への奨学資金貸付金の追加、それから瀬棚診療所においては、収益

的収支では人事院勧告の実施等に伴う給与等の精査、また大成診療所においては、収益的収支では給料等の精査などと、資本的収支では、診療所改築に伴う所内備品の購入などに係る経費の追加について補正をお願いしているものでございます。

内容につきましては病院事務局長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 80 ページをお開き願います。せたな町立国保病院の収益的支出ですけれども、1 款 1 項 1 目給与費、1,859 万 3,000 円の増です。人事院勧告に伴う人件費精査及び嘱託医師 2 名分の賃金、これら等による増額でございます。3 目経費は 166 万 2,000 円の増、2 節旅費交通費では、本年の採用者 4 名分の赴任旅費が主なものでございます。4 節消耗品費では新規患者、それから破損によるカルテの更新、カルテホルダー 1,000 部を作成することによる増でございます。6 目研究研修費 80 万 6,000 円の増です。これは院長の方針で職員を積極的に研修に出したいということから追加をお願いするものでございます。3 項特別損失、2 目その他特別損失、前年度期末勤勉手当精査分で 855 万 5,000 円の減です。

これに対する収入ですが 79 ページになります。1 款 1 項 2 目外来収益 1,250 万 6,000 円を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。

次に 83 ページお開き願います。国保病院の資本的支出です。1 款 1 項 2 目有形固定資産取得費、訪問医療用車両購入費で 264 万円の増でございます。現在の車両につきましては平成 13 年車でございます、経年劣化により走行中に車両がぶれるなど事故の危険性もあることから、更新をお願いするものでございます。3 項投資、1 目奨学資金貸付金 216 万円の増でございますが、本年 4 月薬剤師、理学療法士それから看護師志望者 3 名に対する奨学資金の貸付でございます。これらにつきましては、月額一人 6 万円、年額 72 万円で 3 名分でございます。現在、奨学資金つきましては、この 3 名のほか医師 1 名それから看護師 2 名に貸付けしている状況です。ですから全体で 6 名に貸付けしていることとなります。

これに対する収入ですが 82 ページですけれども、1 款 2 項 1 目他会計出資金、車両購入分の 2 分の 1 として 132 万円を増額しています。それから 3 項 1 目基金繰入金、奨学資金貸付金充当分で 216 万円の増としております。今回収支で不足します 132 万円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に 85 ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的支出です。2 款 1 項 1 目給与費、38 万 2,000 円の増で、人事院勧告に伴う人件費の精査でございます。3 項特別損失、2 目その他特別損失につきましては、前年度期末勤勉手当精査分 11 万 5,000 円の減でございます。

これに対する収入ですけれども 84 ページです。2 款 1 項 1 目外来収益で 26 万 7,000 円を増額し収支の均衡を図ったものでございます。

次に 87 ページをお開き下さい。大成診療所分の収益的支出ですが 3 款 1 項 1 目給与費、人事院勧告に伴う人件費の精査により 128 万 6,000 円の減でございます。3 目経費 27 万 5,000

円の増、印刷製本費では診療所開所式に伴うパンフレットの印刷代 20 万円でございます。それから雑費では公共下水道事業受益者負担分 7 万 5,000 円の増額をお願いしております。

これに対する収入ですが 86 ページです。3 款 1 項 1 目外来収益 101 万 1,000 円を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

次に 88 ページをお開き願います。支出ですが 3 款 1 項 2 目診療所改築事業費 1,844 万 8,000 円の増、工事請負費では電話回線など開設に向けた移設工事及び院内備品 1,654 万 7,000 円の補正をお願いするものでございます。

これに対する収入ですが 3 款 2 項 1 目他会計出資金 1,844 万 8,000 円を増額し収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○6 番（石原広務君） せたな国保で森先生就任以来、改革にご尽力されているんですが、その一端として研修に行かせたいんだという説明でしたけど、現状、看護師不足でシフトの問題とか以前からありましたが、この研修に行かせることによってその辺の心配というか、事務局サイドでどう考えてるか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小林病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 看護師につきましては、現在臨時含めて 37 名ほどおります。それで、勤務の不足、不足ということをよく言われるんですけども、研修につきましては、お互いに行くものですから、お互いに行った時にはカバーするといいますか、例えば、勤務が本来休みがあっても、例えば行く時には出勤していただくとか、そういうことでカバーしながらやっているのが実態でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6 番（石原広務君） ぜひ、事務局サイドも森先生のご尽力にフォローする体制でこれからもお願いしたと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、議案第10号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2の1ページ、本案は、せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。子ども子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） この議案の内容は、別に議案説明資料をお配りしていると思いますので、そちらでご説明をしたいと思います。議案説明資料をご覧いただきたいと思いません。よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○町民児童課長（中野真一君） 開いていただきまして、この度、子ども・子育て支援新制度施行に伴いまして、新たに、これからご説明申し上げます3件の条例の制定を行うものですが、まず条例の制定の背景を前段お話ししたいと思います。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しまして、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供それと地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設されまして、平成27年4月から実施される予定となっております。この新制度では、国の基準を踏まえまして、市町村が条例で事業の運営に関する基準を定めることと規定されたため、この度条例を制定するものです。

2番目の条例制定に当たってですけれども、国が示す必ず従わなければならない基準と一部参酌すべき基準がございます。当町においては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないために、国の基準を、せたな町の基準としております。この度、制定する条例は民間が施設を運営する際の基準となるもので、民間が施設を運営する際には、国から認可を受ける必要があります。認可を受けることで財政支援を今も受けております。この新制度で、それに認可に加えまして会計処理や情報公開などの基準を満たすことの市町村から新たに確認も受けることで、財政支援、言葉的には施設型寄附と言っておりますけれども、その対象になるように変わります。それで大きな3点目ですけれども、この中で特定教育・保育施設といいますけれども、これは幼稚園、保育所、認定こども園のことを指しております。それと特定地域型保育園事業と

は、これは少人数の子供を保育する事業で、四つからなっております、まず一つ目が定員 6 人から 19 人以下、小規模保育というもの。それと二つ目が定員 5 人以下の家庭的保育というもの、それと事業所内保育、それと四つ目が居宅訪問型保育、これは障害疾患などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅での保育というように四つの事業になっております。放課後児童健全育成事業とは学童保育のことを言います。市町村条例でこの運営基準を作る事由としましては、ただいま説明しました国の法律に基づくことですが、当町においては、現在、社会福祉法人など民間が保育所、幼稚園を運営しているところはありませんが、将来的には民間が参入することも考えられますので、それに対応するための基準というように捉えていただければと思います。ですから当町においては、今までどおり保育を必要とする家庭は保育所に、幼児教育を受けたい家庭は幼稚園に入ることができます。前段長くなりましたけども、これが条例制定の趣旨でございます。

それでは条例の内容に入らせていただきます。この概要版ですけども、まずせたな町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で第 1 章から第 3 章までの構成としておりまして、この内容は大きく、まず事業者がこども園など保育を提供するに当たっての保護者への事前の説明をしっかりとすること。それと二つ目は、幼稚園の事業者が運営する場合には、幼稚園の教育要領だとか、保育所の保育指針に沿った教育、保育の提供を行うこと。それと児童の適切な処遇の確保をすること。それと事故発生の防止、発生時の対応について、これらを盛り込んだ条文でございます。それで第 1 章は総則で第 1 条から 3 条では趣旨、用語の定義、特定教育・保育施設の一般原則について定めております。

第 2 章では、特定教育・保育施設の運営に関する基準ということで、4 条から 36 条までございますけども、主な事項のみご説明申し上げます。第 4 条では、保育所、認定こども園の利用定員 20 人以上と定めております。第 5 条では、利用申し込みに当たっての利用申込者への手続の説明、同意を得ることの定め。第 6 条では、利用申込者に対する正当な理由のない提供拒否の禁止。第 7 条では、まちが行うあっせん、調整、要請に対する協力。第 9 条では、支給認定の申請に係る援助を定めております。

2 ページ目ですけれども、10 条では利用する子供の心身の状況の把握。第 11 条では小学校との連携に努めることの規定。12 条では教育・保育の提供の記録。第 15 条では、教育・保育提供に当たってのそれぞれ定める教育要領、保育指針に基づき提供することの定め。第 16 条は、事業者は教育・保育の評価を行うことの定め。17 条では保護者への相談、援助を行うことの規定。第 18 条では緊急時等の対応。

次 3 ページになりますけども、20 条では施設の運営規定の定め。21 条では職員の勤務体制の定め。22 条は利用定員の遵守。24 条では子供の差別的取り扱いの禁止。25 条虐待等の禁止。28 条では利用保護者への情報の提供。29 条では利益供与等の禁止。31 条では地域との連携に努めることの規定。32 条では事故発生の防止、発生時の対応。

次 4 ページになりますけども、34 条では記録の整備。35 条では、保育を提供する際の北海道が定める児童福祉施設の基準の遵守。36 条では、教育を提供する際の学校教育法に規定す

る設備基準の遵守について定めております。

次に第3章ですけれども、これは特定地域型保育事業の運営に関する基準。条文は37条から52条までですけれども、これは19人以下の小規模保育についての定めでございます。37条は利用定員。38条は利用申込者への手続きの同意。39条は正当な理由のない提供拒否の禁止。40条から最後52条になりますけれども、これについても前段の運営規定、定員の遵守など内容的には、第2章で説明した特定教育・保育施設の運営に関する基準の条文と同様であります。

最後の6ページの附則としましては、第1条施行期日、これは子ども・子育て支援法の施行の日からと定めており、予定では平成27年4月1日からとなっております。第2条は特定教育に関する特例、第3条以下は、施設型給付に関する経過措置等について定めたものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○6番（石原広務君） 確認させていただきたいんですけど、いわゆる学童保育、これ来年以降、利用学年が国の基準で上がったということなんですけど、それ一つ確認させて下さい。

○議長（菅原義幸君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 学童保育の三つ目の放課後児童で、詳しく説明いたしますので、これではないです。

○6番（石原広務君） わかりました。

○町民児童課長（中野真一君） 後ほどお答えいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○6番（石原広務君） 議案説明資料の事項と条文概要、それは国の基準にあわせて我がまちでも、従う参酌ということが、国の基準をそのまま使ったということですけど、中身を見ると町長がせっかく子育て支援に力を入れる意味では、ぜひ従うということで強くうたっていただきたい部分もあるので、なんだろうアンケート含めて親御さんの意見を聞きながら、その辺もう少し我がまちも子育て支援に力を入れているんだって伝わるような内容にしたほうがよろしいかと思っておりますので、今細かくは言えませんが、もう一つ検討して来年以降、予算に措置されるような形で、来年度以降に向けてその辺もう一度、検討していただきたいと思っておりますけど。詳しく言ったほうがいいですか課長。

○議長（菅原義幸君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それらにつきましては、現在、子ども・子育ての支援事業計画を作成しておりますので、その中で各それぞれの保護者からご意見等伺いながら策定中でありまして、その中でも、その意見を取り入れた計画策定をしておりますので、そちらで当然中にも盛り込んでいきますし、これからまた予算等ありますけれども、それらに盛り込んでいきたい

と考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 説明の中で合致するかどうかわかりませんが、まず2点ほど、病児保育あるいは障害児保育、これはまちとして以前にあったような保護者から申し込みがあって、そういう事例がないからうちは預かれないんだという園の対応とか、あるいは30条にありますような保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。これに関しては今現在どういう形でこういう苦情なりの対応しているか。その2点確認させて下さい。

○議長（菅原義幸君） 中野町民児童課長。

○6番（石原広務君） 先ほども申しましたけども条例については、一応、民間が参入すれば、民間のための条例ということですが、当然まちも直営でやっております。それで今の2点にお答えしますけども、まず病児病後保育ですが、確かに希望はございます。ただ、これについては実施となると、常勤の看護師を置かなければならないとなっておりますので、なかなか今のところで難しいような状況にあります。ただ、今後、まちが進めようとしている認定こども園の中では、当然そういうことも考えながら検討していかねばならないと考えております。それが1点目です。

それと苦情の窓口ということでは、今現在もそれぞれの保育園、保育所には苦情の受け付けるといふか、そういう方もそれぞれの地域3区に置いておりますので、当然その方を通して、または直接保育所なり、まちに来るようなことになっておりますけども、そういうような形に今のところはなっております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、議案11号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 25 ページからでございます。本案は、せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、子ども・子育て支援法及び関係法令の施行に伴う児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等整備及び運営に関する基準を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは先ほどの続きです。議案説明資料の 7 ページをご覧ください。せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。こちらは第 1 章から第 4 章までの構成となっております。第 1 章総則につきましては、第 1 条から 21 条まで、これも主な事項についてのご説明をいたします。第 2 条は、最低基準の目的。第 4 条では、家庭的保育事業者等は最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させることの務めです。第 6 条では、保育所、幼稚園との連携を行うことの定め。第 7 条では、非常災害対策に対して必要な設備を備えることについての定め。第 8 条では、保育に従事する職員の一般的要件。9 条では、職員の知識及び技能の向上に努めること。10 条では、事業を行う者が、他の社会福祉施設等を併せて設置する際の設備、職員の基準。11 条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則。12 条では、虐待等の禁止。13 条では、懲戒に係る権限の濫用禁止。14 条では、衛生管理に努めることの定め。15 条では、利用乳幼児に食事を提供する際の調理方法等について。17 条は、1 年に 2 回以上の利用乳幼児及び職員の健康診断を行うことについて定めております。19 条では、施設に備える帳簿の整備をすること。21 条では苦情への対応。

第 2 章では、これは家庭的保育事業。定員 5 人以下の家庭的保育事業についての条文ですが、22 条から 26 条まででございます。22 条は、保育を行う専用の部屋など設備基準の定め。23 条は配置する職員。24 条は、保育時間は原則 1 日 8 時間とするものの定め。25 条は保育の内容。26 条は保護者との連携。

次 9 ページになりますけども、第 3 章小規模保育事業。これは第 27 条から 36 条まででございます。定員 6 人以上 19 人以下でございます。第 27 条では、小規模保育事業の区分は A 型、B 型、C 型の三つの類型に分けることの定めてございまして、A 型につきましては、保育所の分園に近いものと捉えていただければと思います。それと C 型は、家庭的保育に近いものの人数が 5 名以下です。近いもの。それと B 型はそれぞれ中間型というように、A 型、B 型、C 型と類型がございまして。28 条から 30 条については、この小規模保育事業 A 型の設備基準、職員に関する基準を定めております。それと 31 条から 32 条は、小規模保育事業 B 型の設備基準、職員についての定め。33 条から 36 条は、小規模保育事業 C 型の設備基準、職員についての定め。

次に第 4 章 37 条から第 41 条までですけども、これは居宅訪問型保育事業の設備基準、職員

等を定めたものでございます。

10 ページになりますけれども、第 5 章の事業所内保育、第 42 条から 48 条は、この事業所内保育の利用定員、設立基準、職員等を定めた条文でございます。附則としまして、この 1 項は施行期日、子ども・子育て支援法の施行の日からで予定では、こちらも平成 27 年 4 月 1 日からとなっております。2 項以下は食事の提供に関する経過措置等についての定めでございます。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 12 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 21、議案第 12 号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 47 ページからでございます。本案は、せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。子ども・子育て支援法及び関係法令の施行に伴う児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは、先ほどの議案説明資料の 11 ページをご覧ください。せたな町放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。これは学童保育の基準の定めてございまして、構成は第 1 条から第 21 条までになっております。これも前二つの条例と同様で、学童保育運営に当たっての非常災害への対応、児童を平等

に取り扱う原則、衛生管理、保護者等との連絡、事故発生時の対応などについて定めております。特に運営基準の主な内容についてご説明いたします。第9条の設備の基準では、遊び生活の場としての機能を備えた部屋を設置することとしまして、面積は児童一人につき、概ね1.65平米以上とすることの定め。第10条では、配置する職員では、放課後児童支援員を児童数概ね40人以下に2人以上配置することの定め。

12ページ、第18条ですけれども、学童保育の開所時間、日数では土曜、日曜、小学校の長期休業期間の開所時間は、1日につき8時間、平日は1日につき3時間、開所日数は原則1年250日以上とすることについて定めております。附則としまして施行期日、子ども・子育て支援法施行の日から。2項としまして職員についての経過措置でございます。先ほど石原議員からもありましたけれども、学童保育の人数は、今現在は小学校4年生まででございますけれども、新制度になりましたら、今度は6年生まで対象になります。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○6番（石原広務君） 先ほどは失礼しました。今6年まで引上げられたということですが、中野課長以前にも相談させていただいて、これは所管が教育委員会と跨るんですけど、学童保育を利用するお子さんは、朝の学校に通学するときにスクールバスに乗ってくるんです。放課後学童保育に、まちとして大成でもやっているんですけど、帰りの足は決まりとしては、父兄の方が迎えに来るということなんですけど、どうでしょうこれ町長の施策にも及ぶんですけど、せっかくスクールバスが走って、副町長、前副町長は、せっかくそのバスが走っているのであれば、何らかの決まり事を変えれば、中学校が第1便で6時に帰っている。学童保育が6時までと。その便に乗せれる仕組みが作れるはずだよなということを以前に伺ってるんです。だから教育委員会との協議もありますけど、ぜひ子育て支援の一環として、せっかく6年生に引き上げられて、要は、朝は先輩と一緒に来ていて、帰りも中学生の方見れるはずなんです。そこも内部協議も含めて、町長の施策として、ぜひ実現に向けて前向きに考えていただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） スクールバス、確かに石原議員のおっしゃることは理解できます。当然スクールバス来てということでもありますけども、ただ、これはこちらサイドだけでは簡単にそうしますというようなこともできませんので、これはまた、課題になろうかと思っておりますので、これは今後、その辺は当然、教育委員会との絡みもございますので、協議をしていくというか、検討もしていきたいと思っております。ご意見はご意見として賜ります。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 担当課としてはわかります。町長、町民児童課長がそういう形で協議するということですが、町長、町民課と相談しながら、ぜひ教育委員会と協議していただき

いと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては可能かどうか、担当課で検討することをご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 22、議案第 13 号 せたな町指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例についてを議題といたします

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 55 ページからでございます。本案は、せたな町指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法が一部改正され、これまでの厚生労働省令で定めていた指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容については、担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案その 2 の 56 ページをお開き願います。せたな町指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の制定にあつては、ただいま提案理由でも申し上げましたとおり、昨年 6 月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生省令で定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法及び指定介護予防支援事業者の法人格に関する要件等について、地域の実情にあわせ市町村の条例で定めることが義務付けられたことから、今回必要な事項について条例を制定しようとするものでございます。

それでは内容について説明いたします。第1条は今申し上げましたようなことで趣旨を定めてございます。第2条では、事業者の要件として従前の法令どおり法人とする旨を定めております。第3条では基本方針を。第4条では準用について定めております。第5条では委任について定めており、基本方針以外の詳細な基準は、厚生省令に基づき規則に委任することとしております。なお、これはほとんどが厚生省令に従うべき基準となりますが、参酌すべき基準といたしましては、ここには書かれてないんですが、厚生省令で関係書類の保存期間について2年としておりますが、介護給付費の返還請求権の時効が5年間であるため、独自基準として保存期間を延長し、整合性を図ることになります。これについても規則にうたうことになります。附則として、この条例は27年4月1日から施行するものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第14号

○議長（菅原義幸君） 日程第23、議案第14号 せたな町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準等を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 59ページからでございます。せたな町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準等を定める条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために、必要な基準等を、まちの条例で定めることとされたため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の 60 ページをお開き願います。せたな町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定にあつては、先ほどと同じく法律改正に伴うもので、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を市町村の条例にて定めることが義務づけられたことから、今回必要な事項について条例を設定しようとするものでございます。なお厚生労働省令に従うべき基準に基づいて定めるものでございます。

それでは内容について説明いたします。第 1 条は趣旨で必要な基準を定めるものとしております。第 2 条では職員に係る基準及び当該職員の員数を定めております。第 3 条ではその他の事項に係る基準として、第 2 条に掲げる以外の事項を定めております。附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 24 議案第 17 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 24、議案第 17 号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 3 の 47 ページでございます。せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例に定める各サービス事業の利用料金について、消費税率引上げによる介護サービス利用者負担との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであり

ます。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは 49 ページをお開き願います。せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例、新旧対照表により説明させていただきます。別表第 7 条関係でございますが、配食サービス事業、入浴サービス事業、生きがい活動支援通所事業、上から三つに関しましては、消費税転嫁分の増額でありまして、改正前の利用料に 1.05 で除した額に 1.08 を乗じ 10 円未満を切捨てした内税となっており、それぞれ改正前 500 円を 510 円に改めるものでございます。なお入浴サービス事業の一般浴でございますが、これにつきましては他のサービス理由により、ここでの利用が見込まれないことから削除するものでございます。次に生活管理指導員派遣事業、次の生活管理指導員短期宿泊事業については、消費税増税による介護報酬改定に伴う単価の見直しを図ったものであり、生活管理指導員派遣事業では、改正前 1 時間当たり 291 円を 306 円に、生活管理指導員短期宿泊事業では改正前一回当たり 797 円を 502 円及び食費実費分並びに送迎費 1 割分に改めるものでございます。附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 18 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 25、議案第 18 号 せたな町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 51 ページでございます。本案は、せたな町火葬場条例の一

部を改正する条例についてであります。大成火葬場と狩場葬苑の火葬に係る使用料の平準化に向けた取り組みを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは 53 ページの条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。こちらでご説明申し上げます。まず今回の改正の考え方でございますが、公共料金については、合併後、平準化を図ってきております。それで合併して 10 年を迎えますので、火葬等の料金についても平準化を図りたいというのがまず大きな考え方でありまして、狩場葬苑と大成火葬場の使用料については、この表のとおり差があるわけですが、今回の改正はすべて統一するというものでございます。ただし町内の 16 歳以上の火葬料金で、狩場葬苑が 2 万円、大成火葬場で 1 万 3,000 円、7,000 円の差がございまして、7,000 円引上げることは住民の負担が大きいことから、次年度から 2 年間は 1 万 6,000 円、その後の 2 年間は 1 万 8,000 円、そして平成 31 年 4 月から 2 万円に統一というように、段階的に引上げるものでございます。また、この度統一に当たっては、狩場葬苑の料金の高いほうへ合わせることにしたわけですが、どちらも火葬場は、築 30 年、40 年経過しており、通常の維持管理費のほかに火葬炉改修などに年々多くの費用がかさんでいる状況にありますので、そのように考えた次第でございます。

それでは内容ですけれども、今の説明と重複しますが、大成火葬場の 16 歳以上町内の方の使用料は、改正前 1 万 3,000 円を 2 万円、町外の方は 1 万 9,500 円を改正後は 2 万 5,000 円、16 歳未満は同様に町内 9,000 円を 1 万円、町外 1 万 3,500 円を 1 万 5,000 円、死胎及び肢体の一部、町内 4,000 円を 5,000 円、町外 6,000 円を 7,500 円、胞衣、町内 4,000 円を 3,000 円、町外 6,000 円を 4,500 円、改葬は今まで使用料はいただいておりませんでした。町内 5,000 円、町外 7,500 円にするものでございます。なお附則としましてこの条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。それと 2 項の経過措置としまして、改正後のせたま町火葬場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料から適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。3 項の使用料に係る特例としまして、先ほども申し上げましたけれども、大成火葬場の使用の許可を受けた場合の別表に規定する 16 歳以上町内に係る使用料については、同表の規定に係らず平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間においては 1 万 6,000 円とし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては、1 万 8,000 円とするものでございます。

よろしくご審議方願います。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第19号

○議長(菅原義幸君) 日程第26、議案第19号 せたな町共同墓地及び霊園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町共同墓地及び霊園条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町狩場霊園とせたな町西方霊苑の清掃及び維持管理に係る永代管理の平準化を図るため、この条例の一部を改正しようとするのであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長(中野真一君) それでは57ページの新旧対照表でご説明を申します。まちが行なっている狩場霊園、西方霊苑については、清掃その他の維持管理に要する経費として、永代管理料をいただいております。これは墓地使用の際に1回だけ納めていただくものでございます。この管理料については、瀬棚区の西方霊苑は、平米当たり1,000円に対して、狩場では平米当たり5,000円で相当差がございます。そこで、これについても平準化を図ることで見直しをするものでございます。新たな管理料設定の考え方は、おおよそ中間をとって平米当たり2,500円に改正をするものでございます。それでは別表第2の中で、まず改正前のせたな町狩場霊園6平方メートル区画3万円を改正後は1万5,000円、9平方メートル区画4万5,000円を2万2,500円、それと12平方メートル区画6万円を3万円に改正するものでございます。西方霊苑、6平方メートル区画、改正前6,000円を改正後は1万5,000円に、8平方メートル区画8,000円を改正後は2万円、10平方メートル区画1万円を改正後は2万5,000円にそれぞれ改正をするものでございます。附則としまして、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。2項の経過措置としまして、改正後のせたな町共同墓地及び霊園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る管理料から適用し、同日前の使用の許可に係る管理料については、なお従前の例によるものでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 議案第 20 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 27、議案第 20 号 せたな町北檜山グリーンパーク条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町北檜山グリーンパーク条例等の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案第 20 号の内容の説明をいたします。ただいまの副町長からの提案理由にございましたとおり、本条例につきましては、消費税率の引上げに伴う公共料金の改定の内容になってございます。

60 ページをお開き下さい。第 1 条せたな町北檜山グリーンパーク条例の一部改正から 61 ページ、62 ページ、63 ページの第 10 条せたな町瀬棚港緊急離発着場条例の一部改正まで、全 10 条例がございます。内容につきましては 64 ページからの新旧対照表で説明をいたしますが、この 10 条例につきましては、附則といたしまして、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

それでは恐れ入りますが 64 ページをお開き下さい。本条例の第 1 条せたな町北檜山グリーンパーク条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。ご覧のとおりで別表 8 条関係

でございますが、改正前、右側の欄の線を引いた箇所を改正後、左側の欄の下線を引いた部分の箇所の金額に改正をしようとするものでございます。

続きまして 65 ページ第 2 条でございます。せたな町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。これも同じく別表の第 6 条関係になりますが、下線を引いてあります左側の欄の改正後をご覧くださいいたしたいんですが、し尿処理の手数料につきましては、(1) 容量 300 リットルまでが 2,060 円、それから (2) の容量を 300 リットルを超えるとときは 10 リットル増すごとに 68.9 円加算した金額。それから浄化槽の汚泥処分手数料につきましては 10 リットルにつき 16.2 円と改正するものでございます。

次の 66 ページをご覧ください。せたな町平浜海水浴場物品等販売施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。別表の第 7 条関係でございますが、物品等販売施設使用料につきまして 1 カ月当たり 3,800 円に改正しようとするものでございます。

続きまして 67 ページをご覧ください。せたな町青少年旅行村条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。ご覧のとおり別表の 10 条関係でございますが、使用料の欄、金額につきまして下線を引いた箇所の改正を行うものでございます。

続きまして 68 ページをお開き下さい。本条の第 5 条でございますが、せたな町米乾燥貯蔵等施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。利用料につきまして第 6 条ですが、1 俵当たり改正前 2,000 円だったものを 2,050 円に改正するものでございます。

続きまして 69 ページをご覧ください。せたな町大成野営場条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。この別表につきましても、区分の欄でキャンプ場、持込みテント 3 人から 5 人用、それから 6 人用以上。それからタープという部分のところの使用料につきまして、改正をしようとするものでございます。

70 ページをご覧ください。本条例の 7 条でございます。せたな町農村公園条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。これにつきましても別表のカーサイト、それからフリーテントサイトにつきまして、それぞれ使用料の改正をしようとするものでございます。

次に 71 ページをご覧くださいと思います。せたな町上架施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。これにつきましても、別表の上架料の区分欄で 5 トンまでから 18 トンから 20 トンまでの欄につきまして、使用料を 1 回当たり下線が引いてあるとおり改正しようとするものです。

続きまして 72 ページをお開き願います。本条例の第 9 条に当たりますが、せたな町瀬棚港旅客施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。別表につきまして、売店及び食堂、それからその他の場所に係る使用料につきまして 1 カ月、1 平方メートル当たり 289 円を 297 円に改正しようとするものでございます。

それから 73 ページをご覧ください。本条例の第 10 条でございます。せたな町瀬棚港緊急離発着場条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。別表につきまして、着陸料及び停留料につきまして、それぞれ種別が最大離陸重量によりまして三つに分かれてございますが、着陸料につきましては、着陸 1 回につきご覧の線を引いてある料金に改正、それから停留料に

つきましては、停留時間が 24 時間ごとに同じくその下線を引いている金額に改正をしようとするものがございます。

説明につきましては以上のおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅原義幸君） 休憩に入ります。再開は 4 時 0 5 分といたします。

休憩 午後 3 時 5 1 分

再開 午後 4 時 0 3 分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第 28 議案第 21 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 28、議案第 21 号 せたな町瀬棚農畜産物加工センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町瀬棚農畜産物加工センター条例の一部を改正する条例についてであります。乳製品製造施設の利用者に貸付けしている乳製品処理業務用物品を譲渡するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） それでは 77 ページをご覧ください。10 年ほど前から同加工センターにおきまして、アイスクリームなどの乳製品の加工をしておりますワタミ

ファームが、この度、同じく瀬棚区内三本杉地区に新たに工場を整理し、一部を移転することとなったものでございます。これに併せまして、現在使用してございます貸付物品について、ワタミファームより譲渡の申し出がございました。これにより協議した結果、譲渡することとしたことから、本条例に規定をしてございます物品に関する文言等を整理するものでございます。別表の第1では、物品の貸付一覧表を規定をしているところでございます。今回、譲渡いたします関係から、これを形骸を残す形での改正ということで削除とさせていただきます。また本文中、第11条におきまして、物品に関する文言等がございますので、これらを整備するものであります。第11条の第1項、中段以降、下線部分についてこれを削り、第2項及び第4項を削り、第3項を第2項とするものでございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第22号

○議長（菅原義幸君） 日程第29、議案第22号 せたな町港湾施設条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町港湾施設条例等の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） それでは議案の 82 ページをご覧ください。まず第 1 条でございますが、せたな町港湾施設条例の一部改正でございます。本条例におきましては、別表の第 1 から別表第 7 までそれぞれの使用料を定めているところでございます。この度の消費税率の改定に併せて所要の改正をするに合わせ、一部見直しをするものでございます。まず別表の第 1 でございますが、これは漁船などの使用料を定めているところでございます。ご案内のとおり使用料につきましては、各管理者がこれを定めることとなっております。瀬棚区港におきましては、せたな町がせたな町条例をもって使用料。また各漁港におきましては、管理者であります北海道が道条例で使用料を定めているところでございます。現在、当町の条例と道の使用料につきましては、端数部分で若干の差異が生じておりますことから、今回の改正に合わせて道の使用料とするものでございます。また、ご覧の表の左側の 1 日未満と 3 日未満、これは道条例には規定がございませんので、これは消費税をそのまま転嫁をして整理をしたいと思っております。

次に 86 ページをお開き下さい。別表の第 6 であります。これは一般使用駐車場の使用料を規定してございますが、これはいわゆるフェリー乗船者が利用する駐車場でございます。ここにつきましては、フェリー就航期間中、臨時職員を雇用いたしまして対面式で料金をいただいているところでございますが、日によっては非常に混雑をする場所である部分から、さらには利用者の利便性を考慮することから、使用料を 100 円単位と定めるものでございます。そのほか別表の第 2 から第 5、さらには第 7 につきましては消費税率の改定により所要の改正をするものでございます。

次の 87 ページ中段をご覧ください。第 2 条といたしまして、せたな町瀬棚区船揚場施設条例の一部改正でございます。本条例では、使用料を定めておりますけれども、瀬棚港漁船使用料の 2 分の 1 を持って別表第 2 で定めているものでございます。したがって今回の改正を受けて、所要の整備をするものであります。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第23号

○議長（菅原義幸君） 日程第30、議案第23号 せたな町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が引上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書99ページの新旧対照表により説明させていただきます。今回、改正をお願いする内容につきましては、道路占用料に係る別表の下段にあります備考第7項の下線を引いた箇所についてであります。道路占用料は1カ月以上につきましては、消費税がかかりますが、1カ月未満につきましては、課税取引となり消費税が発生いたします。下線部につきまして改正前の3行目にありますように、消費税の税率を乗じて得た額を改正後では、2、3、4行目のように消費税率及び地方消費税率の合計を乗じて得た額に改正をして、全体の文言を整理させていただきます。なお附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第24号

○議長（菅原義幸君） 日程第31、議案第24号 せたな町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が上げられたこと及び消費税法の規定による土地の譲渡及び貸付けに係る非課税の取扱いについて、条文との整合性を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の103ページから104ページの新旧対照表により説明させていただきます。今回改正をお願いする内容につきましては、別表第2の土地占用料に係る単価についてであります。先ほど道路占用料徴収条例で説明させていただきましたが、河川敷地の占用料につきましても、1カ月以上の占用は消費税が発生しませんが、改正前の単価設定に係る文言の一部に誤りがあり、消費税が発生する表現がありますことから今回、改正後の別表第2に文言を改めるものであります。単価の改正箇所につきましては、下線を引いております。順次説明いたしますと、番号1、区分、鉱泉地、番号4、区分の農耕用敷地、103ページと104ページにまたがりませんが、番号5、区分、採草及び放牧用敷地の3カ所の改正になりますが、現在まで当町において、これらに係る専用事例はございません。また104ページ下段の備考第4項につきましても、道路占用料徴収条例と同じく文言について整理させていただきます。なお附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第25号

○議長(菅原義幸君) 日程第32、議案第25号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額が上げられたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長(中野真一君) それでは107ページをご覧ください。条例の新旧対照表でご説明申し上げます。この第3条、出産育児一時金、改正前39万円を40万4,000円に改めるものでございますが、この度1万4,000円上げるのは、出産育児一時金は以前から一時金39万円のほかに、別に規則で定める産科医療保障制度に伴う加算額3万円がございまして、合わせて総額42万円が支給されておりました。その産科医療保障制度の掛金が、国では平成27年1月から3万円を1万4,000円に引下げられたことから加算額も同様に引下げるわけですが、出産育児一時金の総額は42万円に据え置きすることになったことから1万4,000円上げの改正を行うものでございます。附則としまして、この条例は平成27年1月1日から施行する。2項の経過といたしまして、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前によるものでございます。

以上よろしくようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第26号

○議長(菅原義幸君) 日程第33、議案第26号 せたな町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が上げられたことに伴い、本町公共料金について消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原進君) 今回改正をお願いする内容につきましては、簡易水道事業給水条例、営農用水道等給水条例、公共下水道条例、漁業集落排水に関する条例の4つの条例に係る水道料金及び下水道使用料についての改正であります。大きな改正点といたしまして、従来、料金及び使用料は消費税相当額を内税としてお客様からいただいておりますが、今回の改正で本体価格をお客様であります町民皆様にわかりやすくすることにより、ご理解をいただきたいことから消費税相当額を外税に改正するものであります。

詳細につきましては、議案書114ページからの新旧対照表で説明させていただきます。114ページをお開き下さい。せたな町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表です。改正をお願いする内容につきましては、改正後の表で説明させていただきます。第26条で、料金は別表第1により算出された合計額に消費税等相当額を加えた額、(その額10円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額とする)に改正いたします。次に別表第1につきましては、計量給水料金表であります。改正箇所については下線を引いております。本体価格の算出方法といたしましては、区画、一般用で具体的に説明いたします。改正前の一般用の料金につきましては、基本水量10立米までで1,550円となっております。この料金は消費税相当額が内税でありますことから、本体価格を計算いたしますと、従来の5%の税率であるため1.05で除して円以下を四捨五入しますと、改定後の料金表にあるように1,476円になります。改訂後につきましては、消費税相当額が8%でありますことから、計算いたしますと1,594円になり、10円未満の端数については切捨てとなりますことから、お客様が支払う基本料金といたし

ましては 1,590 円となり、改正前に比べ 40 円分が消費税相当額分の値上がりとなります。超過料金に係る本体価格につきましても、計算方法は同じであります。営業・団体用以下の区分に係る料金につきましても、同様の算出方法で改正されますことから説明を省略させていただきます。なお附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

115 ページでございます。また附則第 2 項で、せたな町簡易水道事業給水条例に関する経過措置を設けております。内容といたしましては、第 26 条の規定による改正後のせたな町簡易水道事業給水条例の規定に係らず、施行日前から継続している給水で施行日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例によるとしております。これにつきましては、4 月の検針により 3 月分の超過料金が確定いたしますので、そのための経過措置でございます。

続きまして 116 ページをお開き下さい。せたな町営農用水道等給水条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。新旧対照表で説明させていただきます。改正をお願いする内容につきましては、改正後の表で説明させていただきます。使用料等第 4 条につきましては、先ほど説明させていただいた改正内容と同じでありますことから説明を省略させていただきます。次に別表（第 4 条関係）につきましては計量給水料金表であります。改正箇所については下線を引いております。本体価格の算出方法といたしましては、先ほど説明させていただいた改正内容と同じでありますことから、説明を省略させていただきます。

117 ページでございます。附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。また第 3 項で経過措置を設けており、内容につきましては、先ほど説明させていただいた内容と同じでありますことから、説明を省略させていただきます。

続きまして 118 ページをお開き下さい。せたな町公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。新旧対照表で説明させていただきます。改正をお願いする内容につきましては、改正後の表で説明させていただきます。使用量の算定方法、第 27 条の内容につきましては、せたな町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例で、説明させていただいたとおりでありますことから説明を省略させていただきます。次に別表第 2（第 27 条関係）につきましては、基本料金、超過料金表であります。改正箇所については下線を引いております。本体価格の算出方法といたしましては、先ほど説明させていただいた内容と同じでありますことから、説明を省略させていただきます。附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。また第 4 項で、せたな町公共下水道条例に関する経過措置を設けており、内容につきましては、先ほど説明させていただいた内容と同じでありますことから、説明を省略させていただきます。

続きまして 119 ページです。せたな町漁業集落排水施設に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。新旧対照表で説明させていただきます。改正をお願いする内容につきましては、改正後の表で説明させていただきます。使用料の算定方法、第 9 条の内容につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでありますことから、説明を省略させていただきます。次に別表第 1（第 19 条関係）につきましては、基本料金、超過料金表であります。

改正箇所につきましては下線を引いております。本体価格の算出方法といたしましては、先ほど説明させていただいた内容と同じでありますことから、説明を省略させていただきます。附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。また第 5 項で経過措置を設けており、内容につきましては先ほど説明させていただいた内容と同じでありますことから、説明を省略させていただきます。

以上 4 件に係る水道料金及び下水道使用料の改定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 4 議案第 2 7 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 34、議案第 27 号 せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町立玉川小学校及びせたな町立小倉山小学校について平成 27 年 3 月 31 日をもって廃校とするため本条例の一部を改正しようとするのであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

篠塚教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 内容は 123 ページの新旧対照表で説明させていただきます。別表第 1、第 2 条関係につきましては、町立学校の名称及び位置でありまして、提案理由のとおり小学校 2 校が統合により、閉校となるため改正前の表からせたな町立小倉山小学校、せたな町北檜山区小倉山 567 番地、せたな町立玉川小学校、せたな町北檜山区丹羽 1 番 5 の部分を削除するものでございます。附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施

行するものがございます。

以上で説明終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第28号

○議長（菅原義幸君） 日程第35、議案第28号 渡島、檜山地方税滞納整理機構規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、渡島檜山地方税滞納整理機構規約の一部変更についてであります。機構議員の選出について、現況の選挙区内で管理者または副管理者が選出された場合、同選挙区では他の市町から議員選出となり、選挙区の市町数によっては他選挙区との不均衡が生じているため、選挙区の見直しに伴い、渡島・檜山地方税滞納整理機構規約を変更することについて、機構組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは127ページの新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。表の右の改正前第6条の機構議員の選挙の関係でございます。別表第2の表にあるとおり選挙区は第1区から第6区まででございます。その中で第2区と第3区、これは1市1町、第3区は2町で、ここで先ほど提案理由で説明したようにに管理者が選出された場合、すぐもう一方が議員になるということで、ほかの選挙区との不均衡が生じたということで、改正後でございますが、渡島檜山それぞれの選挙区に変更する。議員数は同じでございます。そういう

改正内容でございます。附則としまして、施行期日の第1項、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。適用区分の第2項でございますが、この規約による変更後の渡島檜山地方税滞納整理機構議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する規約の規定は、この規約の施行日以後初めて行われる選挙から適用し、施行日の前日までに行われた選挙については、なお従前の例によるということの内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第29号

○議長（菅原義幸君） 日程第36、議案第29号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は町道の路線認定についてであります。道道北檜山大成線改良工事の完成に伴い路線変更された新路線に接続する旧路線区間について、地域住民の生活環境整備を図るため、添泊岬線でございますが、延長約134メートルについて認定しようとするのであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の129ページでございます。今回新規に町道として認定をお願いする路線につきましては、道道北檜山大成線の改良工事に係る線形改良により、路線変更した旧道道区間についてであります。路線番号につきましては、Tの3115、区分といた

しまして新規です。路線名につきましては、添泊岬線、起点につきましては大成区富磯 419 番 3 地先から終点が大成区富磯 423 番地先までの延長約 134 メーターでございます。なお位置図につきましては 130 ページに表示しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 37 議案第 30 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 37、議案第 30 号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、町道の認定路線認定についてであります。町道豊岡鍋坂支線 3 号線は、地域住民の生活環境整備を図るため延長約 63 メートルについて認定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の 131 ページでございます。今回新規に町道として認定をお願いする路線につきましては、地域の生活環境整備を図るためでございます。路線番号、K3084、区分については新規です。路線名につきましては豊岡鍋坂線支線 3 号線、起点につきましては、北檜山区豊岡 253 番 21 地先から終点が大成区豊岡 253 番 15 地先までの延長約 63 メーターでございます。なお位置図につきましては 132 ページに表示しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 38 議案第 31 号ないし日程第 40 議案第 33 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 38、議案第 31 号、日程第 39、議案第 32 号、日程第 40、議案第 33 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、町道の路線廃止についてであります。議案第 31 号では、役場環状 1 号線ですが、地域生活路線としての効用がないため、全延長約 47 メートルについて廃止しようとするものであります。議案第 32 号役場環状 2 号線ですが、これも同じく地域生活路線としての効用がないため、全延長約 39 メートルについて廃止しようとするものであります。次に議案第 33 号役場環状 3 号線であります。これも同じく地域生活路線としての効用がないため、全延長約 34 メートルについて廃止しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。
原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の 133 ページから 138 ページでございます。今回町道の廃止をお願いする 3 路線につきましては、役場前 B 団地の解体に伴い地域生活路線の効用がなくなったため、廃止するものであります。順次説明させていただきます。

まず 133 ページです。路線番号、T 3086、区分廃止、路線名、役場環状 1 号線、起点、大成区都 429 番地先から終点が、大成区都 430 番地先までの延長約 47 メーターでございます。なお位置図については 134 ページに表示しております。

続きまして 135 ページです。路線番号、T 3087、区分、廃止、路線名、役場環状 2 号線、起点は、大成区都 429 番地先から終点が、大成区都 430 番地先までの延長約 39 メーターでございます。なお位置図につきましては 136 ページに表示しております。

続きまして 137 ページです。路線番号、T 3088、区分、廃止です。路線名、役場環状 3 号線、起点につきましては、大成区宮野 429 番地先から終点が、大成区都 430 番地先までの延長約 34 メーターでございます。なお位置図につきましては 138 ページに表示しております。

以上 3 件について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

議案第 31 号 町道の路線廃止について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議案第 32 号 町道の路線廃止について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議案第 33 号 町道の路線廃止について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第41 選挙第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第41、選挙第1号 北部松山衛生センター組合議会議員の選挙を行います。

この件は内田議員が、せたな町議会議員を辞職したことにより1名の欠員が生じたものです。よって北部松山衛生センター組合規約第6条第3項の規定により補欠選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りいたします。

大野議員。

○3番(大野一男君) 動議を提出いたします。

本件の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることを望みます。

(「賛成」という者あり)

○議長(菅原義幸君) ただいま大野議員から選挙の方法は指名推選によることの動議が提出されました。この動議には賛成者がおりますので成立いたしました。

指名推選による動議を直ちに議題とし採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本件の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

指名推選の発言を求めます。

大野議員。

○3番(大野一男君) 本多浩議員を指名推選いたします。

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

ただいま大野議員から指名推選のありました本多議員を北部松山衛生センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め本多議員が北部松山衛生センター組合議会議員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました本多議員から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○2番(本多 浩君) ただいま皆様のご推挙により北部松山衛生センター組合議会議員に当選をさせて頂きました。誠にありがとうございます。

微力ではありますが衛生行政の進展に尽力したいと考えているところであります。簡単ではありますが、北部松山衛生センター組合議会議員としての決意の一端を申し上げあいさついたします。

よろしく申し上げます。

◎日程第42 意見案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第42、意見書案第1号 特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大野一男議員。

○3番（大野一男君） 特定秘密の保護に関する法律の慎重な運用を求める意見書を提出いたします。

平成25年12月6日、第185回臨時国会において、特定秘密の保護に関する法律、以下、秘密保護法というが成立し平成26年12月10日施行された。

政府は、情報保全諮問会議、保全監視委員会、独立公文書管理監、情報保全監察室の設置を表明したが、第三者機関としてのチェック機能を果たす機関であるかは疑問視され、秘密指定自体が恣意的におこなわれる危険性がある。

また、特定秘密として指定することができる最長期間が原則として30年とされているが、一律に30年で指定解除されるものではなく、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目から隠され続け、特定秘密の指定が適正であったかどうか後世の国民による検証も困難となる危険性がある。

さらに秘密保護法施行後、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることとなり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがある。

よって国においては国民の声を真摯に受け止め、秘密保護法を慎重に運用することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第43 意見案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第43、意見書案第2号 漁業用燃油に係る軽油引取税免税措置の継続に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥村喜美男議員。

○1番（奥村喜美男君） この意見書につきましては、過日ひやま漁業協同組合より請願のあったものでございまして、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置が平成27年3月末をもって期限切れとなります。これが万が一この特例措置が廃止されれば、漁業経営に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。よって次のとおり意見書を提出させていただきます。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業へ追い込むこととなる。

このような中、道民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国においては、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位のご賛同よろしく願います。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

本日の議事日程の審議がすべて終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、会議時間を延長することに決しました。

◎日程第44 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第44、発議第2号 三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第45 発議第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第45、発議第3号 議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

今定例会の付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成 26 年第 4 回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 5 9 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年2月3日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 奥 村 喜美男

署 名 議 員 本 多 浩